

平成 28 年 12 月 16 日

◎明神委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（10 時 0 分開会）
本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、12 月 20 日火曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

それでは、お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

《労働委員会》

◎明神委員長 最初に、労働委員会について行います。

それでは、議案について、局長の説明を求めます。

◎川村労働委員会事務局長 労働委員会でございます。

12 月補正予算について説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバーの②、議案説明書の 205 ページをお開きください。当委員会の補正内容は、職員の人件費のみとなっております。今回の人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程されております職員の給与に関する条例の改正案、これに係る勤勉手当の改定を反映させて計上をしたこと、職員の人事異動に伴うもの、及び、共済費負担金率の変更によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

（なし）

◎明神委員長 質疑を終わります。

《林業振興・環境部》

◎明神委員長 それでは、次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案について御説明をさせていただきます。

まず、一般会計の補正予算議案について御説明をさせていただきます。議案説明書の資

料②の 115 ページ、林業振興・環境部補正予算総括表でございます。総額で、5 億 1,900 万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

補正の内容としましては、大きく 4 つございまして、1 つ目が人件費。2 つ目が間伐などの森林整備事業費。3 つ目が牧野植物園に係る測量調査費及び債務負担行為。4 つ目が繰越明許費になってございます。

まず、人件費の補正について、私から一括して御説明を申し上げます。人件費補正の主な理由として、今議会に上程してます職員の給与に関する条例の一部改正議案に係る期末勤勉手当の改定の反映、及び、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金の変更等によるものでございます。

2 つ目は、原木生産のさらなる拡大を推進するため、国の経済対策による第 2 次補正予算を活用しまして、間伐などの森林整備や路網整備、皆伐による原木の安定供給などに要する費用として、5 億 1,100 万円余りを計上をさせていただいております。

3 つ目は、牧野植物園磨き上げ基本構想の第一期構想の素案のうち、早期の整備に向けた測量調査等に要する費用として、また、債務負担行為として、引き続き測量調査等を実施する費用として、平成 29 年度の支出予定額を計上させていただいております。

4 つ目は、治山事業及び林道事業における繰越明許費をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案を提出させていただいております。この議案につきましては、高知県自然保護基金により取得した土地について、すぐれた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができるよう必要な改正をすることについて、議決をお願いするものでございます。

最後に、報告事項が 2 件ございます。1 件目は、高知県地球温暖化対策実行計画の改定について。2 件目は、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会からの報告及び県の基本構想案について、御報告をさせていただきます。

また、林業振興環境部が所管します審議会の審議経過等につきましては、お手元の別とじの資料に一覧表をつけさせていただいております。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細は、それぞれ担当課長から御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈木材増産推進課〉

◎明神委員長 まず、木材増産推進課の説明を求めます。

◎櫻井木材増産推進課長 木材増産推進課の櫻井でございます。

12 月補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料②の議案説明書（補

正予算)の119ページをお開きください。

歳出でございますが、右の説明欄で御説明をいたします。まず、国の経済対策による第2次補正予算を活用して実施する事業が3件ございます。

1つ目は、1の造林事業費でございますが、木材の安定供給体制の構築や地球温暖化防止対策として、再造林や下刈り、間伐と、これらに附帯する作業道の整備などを支援する事業でございます。事務費は、現地検査の委託に係る委託料などでございます。

3つ目の、3の木材安定供給推進事業は、製材工場などへ原木を安定的に供給するため、搬出間伐と路網整備を一体的に支援する事業でございます。委託料は、現地検査の委託に係るものですが、委託の単価が高い路網整備の検査が減少したことによって減額するものがございます。

4の原木増産推進事業費は、製材工場などへ原木を安定的に供給するため、皆伐による増産を進める事業で、生産性の改善のための高性能林業機械の導入に対して支援をいたします。

この3つの事業が、国の第2次補正予算に関連する補正でございます。

次に、2の森林資源再生支援事業費は、皆伐跡地への再造林を推進するために、再造林、及び、これと一体的に整備するシカ被害防護ネットなどの設置に対しまして、国庫補助事業の造林事業に県独自で22%をかさ上げする事業でございます。

当初計画を上回る事業実施が見込まれることから、増額の補正をお願いするものでございます。

以上で、木材増産推進課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎明神委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎松嶋治山林道課長 それでは、治山林道課の繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。

資料②の議案説明書(補正予算)の122ページをお開きください。林道費につきましては、安田町の中芸北上線など、14路線19カ所、8億3,181万6,000円を、また、治山費では、東洋町のナゲ谷など、41カ所、16億7,276万4,000円を、それぞれ繰り越し予定としてお願いするものがございます。

繰り越しの理由といたしましては、治山事業の索道などの2仮設工事の用地や、工事支障木の補償についての地権者との交渉、それから、地すべり工事の地質調査結果による工法の検討、また、当年度の災害発生に伴います下方道の通行どめなどによりまして、用地

交渉、工法検討、計画調整等に不測の日時を要したことが主な理由となっております。これらのうち、30件につきましては翌債の工事の手続を行いたいと考えておりますので、今議会での繰り越しの議決をお願いするものでございます。

以上で、治山林道課の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 1点だけ。林道の関係ですけど、これ県内で要望箇所はどれぐらいあって、その実施率、これどれぐらいのものでしょうかね。

◎松嶋治山林道課長 現在、34路線あり、次年度以降も何件かの要望は来ておりますので、それにできるだけ対応したいと思っております。

◎坂本(孝)委員 34路線ですね。ほかに整備の要望は。

◎松嶋治山林道課長 要望は、来年度が1件あります。ことしは2件ありました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎明神委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎内村環境共生課長 環境共生課の内村でございます。

環境共生課から提案させていただいております議案について御説明申し上げます。議案説明書(補正予算)の②の124ページをお開きください。

歳出予算の右側の説明欄をごらんください。2の牧野植物園管理運営費でございます。牧野植物園の磨き上げ整備でございます。後ほど詳しく御説明したいと思っておりますが、(仮称)ファミリー園と(仮称)スタディ園の整備に係る必要な経費といたしまして、測量調査等委託料の現年分の216万円を補正に計上させていただくものでございます。

また、125ページをごらんください。債務負担行為、翌年度分としまして1,127万円をお願いするものでございます。

全体額では、1,343万円となっております。

ここで、検討委員会でまとめました第一期構想の素案について御説明いたします。補足説明資料、環境共生課のインデックスの1ページをごらんください。牧野植物園は、研究型植物園、教育・普及、憩いの場の3つを柱に、昭和33年に開園して以来、平成11年と平成15年の2回、大規模整備を行いました。

図1でございますが、平成17年から平成27年の入園者の推移をグラフにしております。平成20年の花・人・土佐であい博で20万人を超えます来園者を迎えましたが、近年、減少傾向にございます。

図2をごらんください。年間の入園者の変動を記載しておりまして、シーズンであります春と秋以外の夏場と冬場のシーズンオフの落ち込みが顕著でございます。

さらに、図3でございますが、平成26年度に実施しました入園者の実態調査でございます。県外観光客は約24%の3万2,000人程度、県内は全体の76%で10万4,000人程度となっております。この県内入園者のうち、学校利用が約8%で1万6,000人程度となっておりますが、県内の小中高生の数7万8,000人からしますと利用が低くなっております。

次に、資料の2ページ、入園者数が減少傾向にあること、植物園の持つ貴重なコレクションや立体地形などのポテンシャルを生かし切れてないことがございまして、これからは牧野植物園の持つポテンシャルを最大限に引き出し、「世界に誇れる総合植物園」となりますよう磨き上げを行うものでございます。この磨き上げを図るために、8月に研究・教育・高齢者・子育て・インバウンド部門の有識者や地元の代表の方など、14名からなります検討委員会を設置しまして、これまでに3回、委員会を開催し、第一期構想の素案の取りまとめまでに至ったところでございます。

委員会の磨き上げ整備の検討の方向性としましては、牧野博士の植物図などのオンラインのお宝など、牧野植物園のポテンシャルを観光振興、研究・産業化、あと教育に貢献するよう最大限に生かす視点で検討して、牧野植物園の目指す姿を、市民の誇りの拠点、知の拠点、宝の人材を育成する拠点という3つの拠点としまして、第一期構想の素案を取りまとめていただきました。

その概要でございますが、市民の誇りの拠点といたしましては、子供から大人までが植物に囲まれて自由に過ごすことができ、五台山からの美しい眺望が見渡せませす芝生広場や、四季折々のフラワーイベントが開催できるにぎわいの場となる（仮称）ファミリー園を新しく造成するものでございます。

次に、宝の人材を育成する拠点としまして、子供から大人までが植物と触れ合いながら学んで遊べる広場となり、また、能動的な学習の場として活用でき、修学旅行の受け入れの場ともなります（仮称）スタディ園を新しく造成するものでございます。

次に、真ん中にごございます（仮称）研究棟・お宝展示館につきましては、市民の誇りの拠点、知の拠点、宝の人材を育成する拠点の3つの機能を融合しました機能を持たせた施設として新設するものでございます。

この施設の機能としましては、左側からお宝展示スペースとしまして、牧野博士が制作しました植物図や植物標本などの貴重なコレクションをダイナミックに見ていただくための展示機器を配備し、植物の神秘に迫る芸術的な価値を世界に発信し、多くの方に本物に出会える喜びや感動を与えられる機能を持たせるというものでございます。

真ん中のオープンラボラトリーでございますが、国内外の研究者と共同研究や交流ができ、学会などのコンベンションが開催できる場を設けるものです。

研究成果の見える化・展示につきましては、研究活動を公開する場、世界的に貴重な植物、植物標本等が見学できる場などを設けるものです。

右側のバーチャルリアリティー・8Kシアターですが、映像システムにより、圧倒的な臨場感と没入感で、牧野博士が作製しました標本や植物図の世界をバーチャル体験しまして、植物の神秘に迫りながら、驚異的な技で描かれました牧野博士の植物図を高精細・臨場感あふれる映像で体感していただくことができる場を設けるものでございます。

また、下段にはソフト事業といたしまして、市民の誇りの拠点では、プロモーションの強化、お宝紹介講座や園内ガイドの充実、世界有数の植物園との交流、夜の植物園の拡充、外国人観光客の受け入れ体制の充実などに取り組むものでございます。

知の拠点ですが、海外産生薬のエキス化の加速化、牧野ブランドの商品化。

そして、宝の人材を育成します拠点としましては、教育プログラムや体験教室の充実、指導者やガイドボランティアの養成などに取り組むものでございます。

次に、最下段に記載しております第二期構想につきましては、長江圃場の高台移転と、南園入り口の狭隘道路の解消、駐車場の拡張でございますが、適地の選定の課題もございますことから、さらなる検討を加えまして構想を固めてまいりたいと考えております。

次に、資料の4ページをごらんください。新たな施設棟の増築でございます。イメージ図にありますが、本館と展示館を結びます回廊を挟みまして、南側に面積約1.7ヘクタールの広さの（仮称）ファミリー園を、また、北側に面積約0.9ヘクタールの広さの（仮称）スタディ園を配置したいと。あわせまして、展示館の東側になりますが、ここには（仮称）研究棟・お宝展示館の候補地としております。

次に、資料3ページにお戻りください。スケジュールでございます。第一期構想につきましては、平成30年に牧野植物園開園60周年記念を迎えますことから、（仮称）ファミリー園と（仮称）スタディ園につきましては、この年の秋の完成に向けて取り組み、（仮称）研究棟・お宝展示館につきましては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開幕に合わせまして、完成に向けて取り組んでまいります。なお、今後のスケジュールですが、来年2月に第4回目の検討委員会を開催いたしまして、最終的には来年の前半には全体構想を取りまとめたいと考えております。

検討委員会で取りまとめました第一期構想の素案と、補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、高知県自然保護基金条例の一部を改正する概要について説明いたします。条例その他議案書④の2ページをごらんください。この条例は、高知県自然保護基金により取得した土地について、すぐれた自然を保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができるよう必要な改正をしようとするものでございます。

補足説明資料の環境共生課、赤いインデックスの5ページをごらんください。

1、基金の設置目的でございますが、すぐれた自然を保護するとともに、その利用の増

進のために必要のある土地を取得するものでございます。

2、基金の現況でございますが、昭和46年10月に基金条例を制定して以来、県内の9市町におきまして81.7ヘクタールの土地を取得しております。現金は9,911万円余りで、総額は9億1,210万円となっております。

3、条例改正の概要でございますが、高知県自然保護基金条例に、すぐれた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときには、基金に属する土地を処分することができる規定を盛り込むものでございます。基金財産が目減りすることになる無償譲渡や取得価格よりも低い価格で売却することは異例のことでございますので、県議会の議決を要することとするものです。

4、条例改正の理由でございますが、高知県自然保護基金は、基金の設置目的に従いまして土地を取得する基金でありまして、設置以来、県内の約82ヘクタールの土地を取得しまして、国立公園や国定公園及び県立自然公園の景観維持や園地利用などの用途としまして、すぐれた自然の保護と利用の増進に貢献してまいりました。取得した基金に属する土地につきましては、売却や譲渡などの処分を行うことを想定していなかったため、基金に属する土地の処分規定を条例に設けておりませんでした。昨今、県内の市町村の観光資源の掘り起こしにより、県が自然保護基金で取得しました土地を購入し、または無償譲渡を受け、基金の目的であるすぐれた自然の保護を行いつつ、利用の増進に努めたいという要望がございます。

具体的な事例としましては、土佐清水市にあります足摺宇和海国立公園に指定されている竜串園地の爪白キャンプ場がございます。資料の6ページをごらんください。赤い線で囲んだ区域が、基金で土地を取得した箇所でございます。この爪白キャンプ場につきましては、第3期高知県産業振興計画の地域アクションプランにおける土佐清水市の竜串地域観光再生プロジェクトの一環として再整備を行うために、土佐清水市から自然保護基金に属する園地の無償譲渡を受けたいと要望があり、当該事業により、すぐれた自然保護及び利用の増進に効果があると見込まれているところでございます。

この要望に対応するため、条例の改正を行うものでございます。

5ページに戻っていただきまして、5施行日につきましては、公布の日から施行することとします。

なお、土地の無償譲渡議案につきましては、次回以降の定例議会に提案する予定でございます。

次に、改正の内容でございますが、条例その他議案説明書④の193ページの新旧対照表をごらんください。条例の第4条に、土地の処分の規定を盛り込むものでございます。第1項では、知事は、すぐれた自然の保護及び利用増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができることと規定しております。第2項では、知事は、

議会の議決を経て基金に属する土地を無償または当該土地の取得価格よりも低い価格で処分することができることと規定しております。第3項では、土地の処分が行われたときに、基金の額を減少させる規定としておりまして、第1号では、無償による土地処分について、当該処分に係る土地の取得価格を減ずることとしており、第2号では、取得価格より低い価格による土地の処分について、当該処分に係る土地の取得価格から処分価格を差し引くこととしております。以下、5条から7条につきましては、処分規定の盛り込みによりまして、条ずれとなるものでございます。

なお、当該規定は、高知県土地開発基金条例の規定に準ずるものでございまして、本県のこれまでの基金条例の運用に沿うものとなっております。

以上で、条例改正の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 今回の条例議案ですけれども、無償による土地の処分なのか、あるいは低い価格による土地の処分なのか、いずれかを判断する基準は、例えばその市町村、処分を求める方からの言い分に応じて対応するのか、県としてどちらを選択するのか。

◎内村環境共生課長 まず、基金を処分するときは、やはり基金の目的、これを確実に継承していただくことで、すぐれた自然保護を行いつつ利用の増進を図るということで、公益性があるかどうかという点、また、実施市町村等におきまして確実に実行できることという点を踏まえまして、譲渡、有償化を検討していく必要があるかと思えます。

土佐清水市の爪白園地につきましては平成11年度から県と協定を結びまして、管理協定で現在までの17年間、この地の管理を無償で実施していることも検討材料の一つにはなるかと思えます。

◎坂本(茂)委員 無償か有償かの判断は、それまでの経過とか、その申請の理由に応じて、県が判断すると。申し出る際に無償でと言われても、いや、あなたからの申し出は無償では譲渡できませんと、有償でやらせていただきますと、その際の価格はこうなりますとかは、県が判断する形になるということですか。今回のケースは、今のような判断基準があることでわかったわけですが、今後、申請があった場合の判断の基準を教えてください。

◎内村環境共生課長 公益性の部分もありますので、いろいろ出てこようかと思いますが、収益性のところで利益をとる場合等もあろうかと思いますが、その場合は、当然、譲渡でも有償となり得る場合もあります。

◎坂本(茂)委員 このキャンプ場は有償で、収益とか上がってくるのではないですか。

◎内村環境共生課長 今、土佐清水市から要望が来ておりますのは、指定管理制度を導入して、市の施設として、公益性、また条例基金の目的に沿った形を継承していくことで、公園事業の一環としてやっていくことになっておりますので、指定管理制度を導入しまして

も、黒字になることはないと同っております。

◎坂本(茂)委員 条例としてはこうなんですけども、有償か無償かはこういう判断基準がありますというのは、別途定めておくとかは考えられてはないですか。

◎内村環境共生課長 その運用規定等については、現在、特に定めはございません。

◎田所林業振興・環境部長 そこはこれから個々の判断が基本になってくると思います。あらかじめ基準を設けておくのは難しいように思います。

◎武石委員 この条例議案は賛成していいなと個人的に思ってますけど。ただ、法的なアプローチからすると、個々に対応するという答弁ですから、個々に対応するのであれば、やっぱりどこかで裁量権の逸脱じゃないかと疑われかねない話になる。そこで、議会の議決を経てと思うんですけど、改めて、今、私が申し上げた法的な観点からの見解を聞く必要があると思うんですけど。

◎田所林業振興・環境部長 先ほど課長のほうから申しました、条例の目的をしっかりと実現できる公益性が高い、そういった基本のところはあると思います。事例としてはいろいろ出てくる可能性もございますので、そこは先ほど委員のおっしゃられたように県の判断だけではなくて、しっかりと議会に上げさせていただいて、御判断もいただきながら進めていくことで考えております。

◎吉良委員 先ほどの御指摘もありましたように、極めて曖昧なんですよね。特に気になるのは、もう既に土佐清水市のほうで任せる運営主体が決まってるって聞いてるんですけども、それはどういうところなんですか。

◎内村環境共生課長 整備計画の調査委託で、全国の有名アウトドアブランドメーカーが監修した計画書をもとに、土佐清水市が市の管理として施設等の機能強化を図りたいというお話は何っておりますが、指定管理制度を導入することで、特定のところに直接というお話はまだ何っておりません。

◎吉良委員 利益上げるものじゃないと言うけれども、そこはかんでくるのが1営利企業ということになると、当然、それは株主もおりますし、利益が上がらなければ背任になるわけですね。利益が上がるからかかわってくることになるわけですよね。そうすると、何で無償になるのかも問われてくると思うんですが。

◎内村環境共生課長 資産では、土佐清水市の施設として市が管理していくと。その管理につきまして、指定管理者制度を導入して公募または直指定、どちらか私どもではわかりませんが、土佐清水市では考えているということで、公平性は保たれるのかなど。なお、試算されておりますのは、年間1,200万円程度の指定管理料の追加も必要であろうとお話も何っておるところでございます。

◎尾下観光振興副部長 これまでの経過について、少し御説明させていただきます。まず、平成26年度に県としまして、地域の特性を生かした観光地づくりを進める一つの方向とし

て、キャンプ場の整備の可能性についても検討を始めました。その中で、第3期産業振興計画の中でも、本県の豊かな自然を生かしたアウトドア拠点の整備を掲げて観光地づくりを進めております。土佐清水市の事業につきましては、平成27年5月に県が考える事業の一つの取り組みとして、土佐清水市長が大手のアウトドアメーカーであります株式会社スノーピークを訪れまして、監修ということで具体的な協議を開始しました。期待するところは、やはり監修を受けることで全国から誘客が期待できますし、スノーピークというブランド力を生かして、立地であります海に隣接している特徴を最大限に生かして、キャンプ場を土佐清水市が整備することで進めてまいりました。昨年9月議会において、土佐清水市も補正予算を組んで、基本計画策定に向かいましたし、県もあわせて、昨年9月議会で、土佐清水市が進めております基本計画づくりにつきまして、債務負担ということで補正予算をお願いして予算化したものであります。その基本計画が、この11月に策定を終えました。今後の方向性なんですが、これは土佐清水市が設置する公の施設になりますので、指定管理者での運営を考えておりまして、選定に当たりましては公募方式で公平性を担保する方向で土佐清水市は考えているとお聞きをしております。

◎坂本(茂)委員 今、経過聞いてあれっと思ったんですけど、もうスノーピークで決まっていると理解してたんですけど、公募なんですか。

◎尾下観光振興副部長 公募です。

◎坂本(茂)委員 この条例そのものは賛成の立場なんですけども、有償か無償か、譲渡する際の基準は明確であって、その都度考えるというのはどうなのかなという気がします。ですから、今後、土地の無償譲渡議案が改めて出るわけで、今回はこの基金条例の改正だけですけども。その際にまた議論があると思うんですけど、そのときには今回はこういう基準ですと。ただ、今後いろんなことが想定される中で、一定こういう基本的な基準を考えていますという説明はあつてしかるべきではないかと思しますので、その辺のところを部長に。

◎田所林業振興・環境部長 次回、議案を出させていただくときには、基準ということで、県の考え方を整理したものお示しさせていただいて、御説明させていただきたいと考えております。

◎田中委員 先ほど経過についてお話いただいたんですけど、そもそもこの条例ができたのが、その当時のことを考えて、土佐清水市が保護する意味合いが強くてやってきたと思うんですね。そういった中で、なかなか処分ということに関しては、条例にないように、想定されてなかったということがあったと思うんですけど。今回、譲渡となっておりますよね。これが例えばその無償でも貸与という話はなかったのか、譲渡に至った経緯を教えてください。

◎内村環境共生課長 地方自治法で、基金に属する土地については貸し付けができないと

いうものがございまして、普通財産の場合は貸し付けができる規定がございますのでできるんですが、基金で取得した土地はできない形になりますので、今回の処分案件という形になります。

◎田中委員 あと、これから次回以降で、譲渡議案が出てきて契約していくと思うんですけど、そのときにどういった制約をつけていくのか。先ほどお話がありましたように、やはり土佐清水市に譲渡した場合でも、その後のことがあるじゃないですか。県としてはそれはどう捉えておられるのか。

◎内村環境共生課長 まず1点、譲渡契約を結ぶようになるわけですが、譲渡契約の中の用途の指定。今回のような形でキャンプ場として使いますという用途の指定。また、その用途指定に違反した場合は契約解除ができる。あと、第三者への譲渡、これも禁止という形のを盛り込んでまいりたいと思います。

2点目は、足摺宇和海国立公園の第2種特別地域で縛りがございますので、現地事業として、土佐清水市が県に成りかわって実施していく許可が必要になりますので、それをもらうことによって、すぐれた自然保護と利用増進、公園事業をやっていかなければならないことになりますので、ほかのものに転用したり廃止したりは環境大臣の協議が必要になって、簡単にはできないようになります。

◎西森委員 その条例の関係ですけども。

新旧対照表の中で条文が4条で書かれています。1条に、すぐれた土地を保護するとともに、その利用の増進に必要な土地を取得するための基金を設置すると。これはこれでわかるわけですけども。4条で、知事は、すぐれた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができるとなっておりますけども、わからないのは、すぐれた自然の保護のために必要があると認めるときとはどんなときが想定されるのでしょうか。

◎内村環境共生課長 わかりづらいところございますが、実は、今、基金9,200万円ぐらい現金があるんですけど、これが枯渇してしまうときには、今持っている土地、基金で取得した土地を切り崩して、それより大事なものに充てる意味もございます。

◎西森委員 すぐれた自然の保護のために必要というのはどんな状況のときなのかということなんです。

◎内村環境共生課長 実は、基金の枠のお金がない場合、今既に持っている基金の土地、これを処分して、どこか優先順位を決めて一番低いところを処分して、こっちの大事なところを買う場合もあるという意味です。

◎西森委員 今あるすぐれた自然というのは、すぐれなくなったという話ではないわけですかね。今取得してるわけですから、それはすぐれた自然なわけですよ。

◎内村環境共生課長 はい、そうです。

◎西森委員 基金がなくなったとって、今あるすぐれた自然のためじゃなくなってしまふんじゃないかと。売り払うのはそう感じるわけですけど、その辺はどう捉えればいいんでしょう。

◎内村環境共生課長 基本的には、委員おっしゃるように、すぐれた自然の保護のために買ってきておりますので安易にはしないと思いますが、そういう特殊な場合も考えられるということです。

◎西森委員 だから、すぐれた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めたときは、基金に属する土地を処分することができる。非常にわかりにくい気がしたので説明を。1条はわかりますよね。すぐれた自然だから保護しないとイケない。その利用の増進のために必要のある土地であれば、取得するための基金を設置できますよということですよ。すぐれた自然の保護及び利用の増進のために必要がある。すぐれた自然の保護のため必要があるときは、処分したらだめじゃないかを感じるわけなんですけども、そこを処分できると言っているところがちょっとわかりにくいなど。

◎田所林業振興・環境部長 今回、御説明しております土佐清水市の事例もこの規定を適用して今後対応していきたいと考えておるわけでございますので、県が現在、園地として持っておるわけでございますが、県が持ち続けるよりも、土佐清水市で同じ自然の保護、利用増進で、キャンプ場をやっていくほうが多くの方々に自然環境のすばらしさを感じていただける。そのほうがより一層、県が持っておるよりも有効であろうと。この条例基金の趣旨にそぐうもので処分することもあると考えています。

◎西森委員 利用増進、すぐれた自然の保護のために処分すると。それは先ほど部長の話だと、県が持っていて保護するよりも、土佐清水市が持っていて保護したほうがよりすぐれた自然の保護になるから処分すると、そういう考えですかね。

◎田所林業振興・環境部長 そういうことで申し上げたつもりでございます。

◎西森委員 そうすると、そういう状況でないところは逆に言うとは処分できないという捉え方でいいんですか。

◎田所林業振興・環境部長 先ほど武石委員からお話もありましたように、そこは一定の基準を今後、県でしっかり整理していきたいと考えております。

◎西森委員 すぐれた自然の保護という非常にわかりにくい言葉、何がすぐれてるのかすぐれてないのか。県が管理するほうがすぐれた自然の保護になるのか、それとも、譲渡する先が管理するほうがすぐれた自然の保護になるのか、非常にわかりにくいところだと思うんですよ。そこは何かしらの基準が必要かなど。それで見比べて、処分をするのかしないのかをはっきりさせていくようなシステムをつくっておかないとイケないと思います。

◎坂本(茂)委員 これ全国でも情勢が変わりつつある中で、基金条例そのものを変えていくとか、処分ができるような規定に変えられている状況は全国的にもあるんですか。

◎内村環境共生課長 ないようでございます。

◎坂本(茂)委員 高知県のこの条例改正は全国で初、ひょっと全国的に似たような条文で整理はされてることもあるかもしれないのですが、初めてであれば、果たしてこの条例が適当なのかどうなのかは、いろいろ疑問が出てきたりすることもあるんでしょうね。今後の運用規定の中で、例えば処分する対象が公益性があるとか、事業を遂行していくための実効性があるとか、いろんなことがあるわけで、利益を多く求めないこともあるんでしょうけども。今回は、自治体が求めてきてるんですけども、ひょっと民間事業者が求めてきたときにそれが対象となるのかとか思うんですけども、その辺教えていただきたいんですが。

◎田所林業振興・環境部長 基本的には、こういった規定を適用するのは地方公共団体との間でと考えております。

◎武石委員 この条例の審議をするこの委員会ですけど、2月議会に想定される処分議案と議論がごっちゃになって、何かわかりにくいところに入っていったしまった思いがしますけど。だから、2月議会に提案されるだろう処分議案は議案できちっと精査しなくちゃならないんですけど、ここにある議会の議決を経てという、なお一層議会の議決が重くなるし、そのために我々も十分腹に入れて審議もしなくちゃならないという非常に重責を負うなという気もしながら議論聞いてたんですけどね。議会が議決するに当たっては、公益性はどうかのも一つのポイントになると思うんですけど。そこのところ、2月議会までにしっかり説明しておいてもらわないかんですけど。じゃあその公益性という面において、県が持つてるから、あるいは土佐清水市が持つてるからで公益性にどう差が出るのかも我々も腹に入れないかんポイントになるんでね。そこが判断の基準になると思うので、その公益性とは何なんだというところをしっかりと説明もしていただきたいと思うし。だから、今、西森委員もおっしゃってた、すぐれた自然というものを誰がその優先順位を。どうも今の課長のお話からすると、優先順位の低いところをもう切り売りしていくというような話にも聞こえましたが、誰がその優先順位をつけるんだと。優先順位のつけ方にもいろんな見方があるんじゃないかと思うんでね。非常にそこも難しい判断を求められるし、そう考えていったら、今この条例をこれで認めていいのかまで話が行ってしまうおそれもあると思うんですけどね。

それから、田中委員もおっしゃったように、譲渡しなくちゃならんのか。その公益性を担保するために、譲渡じゃなくて無償で貸与をする選択肢がないのかどうか、それも十分説明をいただいたと思えてません。もう一回部長に総括を。

◎田所林業振興・環境部長 貸与の関係につきましては、先ほど課長が申し上げましたけれども、基金条例に属する土地については難しいです。貸与するについては、普通財産であればできますけれども、そういうものを普通財産に落とすことも難しいことで、やはり

貸与はないと判断をさせていただいております。

それから、この条例、適応するに当たりましては、やはり基金の目的であります、自然の保護、利用の促進が大前提で行われると判断した上で上程もさせていただくつもりですので、この条例の基金の趣旨と、その公益性につきましても、やはり県が持つより、市町村が持つほうが公益性が高まる。つまり、地元の方々との関係。この自然を一体となって守っていく。そういったものが、市町村であればより強く出てくると感じております。この条例につきましても、基本的な考え方で県として取り扱うと考えておりますので、今回のこの条例議案には、ぜひ御審議をお願いしたいと思いますし、次回、具体的な例を挙げさせていただくときには、今回お話いただきました判断基準ですとか、その公益性の考え方、あるいは、自然の保護及び利用の推進のための処分の考え方についても、明確にさせていただいた上で上程をさせていただきたいと考えております。

◎久保副委員長 この条例改正につきましては賛成の立場なんですけども、これを読ませていただいたときの整理としては、自然は何も手つかずにそのまま何もしないで放っておくだけが保護ではないと認識をしている中で、今回のこのキャンプ地なりを整備をして、活用しながら、より自然に親しんでいただくような取り組みの中で、自然についてもまさに親しんでいただいて保護もしていくし、活用もより一層していく、それは前提としては当然、公益性がなければいきませんが、きちんとケアもしながら、活用もしていく。そういうことを総合的に考えて、上程をしていると認識をしております。

◎田中委員 現状の爪白キャンプ場も、私有地と県有地が、この計画で補助した部分が隣接してキャンプ場になっている解釈でいいですか。

◎内村環境共生課長 そうです。

◎田中委員 今でもキャンプ場になっているところを新たに土佐清水市に譲渡して、市のほうで指定管理を入れて、これから管理をしていくことなんですよ。そもそも、現状、県有地に関してもキャンプ場になってるわけですよ。それを市のほうでやりたい、土佐清水市がその譲渡を希望するというのが明確にわかりませんが。

◎内村環境共生課長 現在、管理協定の契約を結んでいるのは、あくまでも景観維持も含めまして、キャンプ場のゴミの収集とか草刈りといった部分でございますので、キャンプ場として経営してるわけではございません。今回、新たにシャワー棟、トイレも含めて、土佐清水市で機能強化して、よりよいものにしていきたいということでございます。

◎田中委員 確認ですけど、今あるシャワー棟とかも一緒に処分されるんですか。

◎内村環境共生課長 土佐清水市からは、休憩所、シャワー等も含めて要望が来ております。今は県のほうで維持管理しておりますが、電気代等、小規模なものについては、土佐清水市で全て、年間 160 万円ほど費用をかけて 17 年間やっていただいております。

◎武石委員 2月議会の処分の話までちょっと議論が入り込んでいってるんですけど。今回

の条例議案がどうなるか、それは今の時点でわかりませんが、いずれにしても、そういう方向で県と土佐清水市が動くのであれば、2月議会に議案として出てくるまでに、一度その時点での経過報告なりをしてもらいながらやっていくほうがよりよいのではないかなど。議案になってから我々も審議するよりは。ちょっと審議時間、結構要るんじゃないかと思うんですね。だから、ぜひとも定例会までに、勉強会あるいは報告会という形をとって進めていくようにしませんか、委員長。

◎明神委員長 そのような形で、勉強会の日程を調整します。

◎坂本(孝)委員 牧野植物園ですけど、爪白のキャンプ場、産業振興計画へも貢献しているお話がありました。それで、牧野植物園で有用成分の分析なんかもやって、産業振興へ大いに活用できるわけですが。この牧野植物園の分析員とか研究員は今何人で、どれぐらいの産業振興効果を見込んでるのか。

◎内村環境共生課長 現在、牧野植物園では研究部門がございまして、研究員の専門としましては分類学と薬用の生薬学でございまして、専門の研究員は5名。分類学が4名、薬用の研究員が1名で補助員とか入れまして11名でございまして。

あと、産業振興への貢献につきましては、現在、エキスを抽出しまして、各大学、製薬企業に、エキスにしたものを送りまして、その製薬会社の専門分野で植物の有用性をさらに磨きまして、いいものがあれば共同研究で進めております。

◎坂本(孝)委員 産業振興で多分影響が出てくるのは生薬の関係だと思うわけですけど。ミシマサイコとかいろんな薬用植物を研究してるわけですけど、1人というのが、やっぱり産業振興へどれだけ貢献できるのか。大学等との共同研究なんかも行われてるわけですけど。やっぱり有用植物、高知県にもいろんなものがあるわけですから、大学はこの成分がどういう病気に効くとか、予防に役立つとか研究はできるとは思いますけど。サプリメントにするときには、製薬会社と一緒に作り上げるわけですね。牧野植物園の研究をもうちょっと充実させることができないのか。

それから、高知県の産業振興計画の中で、高知県が健康長寿県でサプリメントも結構つくり上げてますよという形の産業振興計画への結びつけが必要ではないかなと思ってるわけですが、将来的にはどうですか。

◎内村環境共生課長 ことしの5月に牧野植物園と小林製薬が共同研究の協定を結びまして、臭香剤も含めて有用部分に使えるように共同研究で牧野植物園の研究員とやっているとございまして。委員のおっしゃるとおり、いろんなものの応用でできないかということで、幾つか研究を始めております。

◎坂本(孝)委員 研究で終わるんじゃなくて、研究成果を社会で生かしていくこと、何の世界でもそうですけど、臨床もしかり、それから社会に対応したりして、牧野植物園を産業振興計画の中でどう生かしていくのか。そこをもっとしっかり進めていく必要があると

思います。

◎武石委員 この年間の入園者の減少をとらまえて、手を打つ姿勢は議会としても高く評価をしたいと思います。本当によくやってくれてる印象を持ちます。いい施設にしなくちゃならんし、温室も整備して物すごくよかったと思います。一昨年、「日経のプラス1」にも全国的な植物園の中の上位3位でしたかね。ほかはもうすごいガリバー的な植物園の中に、高知の牧野植物園が選ばれたという快挙もありましたけどね。そこでこういった手を打っていただくのはすばらしいし、産業振興計画の中で薬用植物を開発していくのもいいだろうし、何ととっても、観光振興面から、しっかりと拠点の整備もしていただきたい、そういう意味で観光振興部も来て座ってくれてるんだろと思うんですけど。研究者の観点からこんな植物園にということじゃなくて、観光客に喜んでもらうための視点はどうなのかも観光振興部とも連携を図ってやってくれるし、教育委員会とも連携を図ってやってもらいたいと思います。

それから、ほかの植物園とのコラボレーションもされてると思うんですけど。今後の構想についての御所見をお願いします。

◎内村環境共生課長 現在、牧野植物園で協定してますのが、とっとり花回廊と、協定はされてないんですが、京都府立植物園。ここは、ナンバーワンの植物園でして、水上園長みずからが外向きまして、連携協定を進めておりまして、お互いの割引制度や、園のPR、展示コーナーの設置などの連携を進めている。あと、ことし初めてでございましたが、イギリスの世界遺産のキュー王立植物園で、牧野博士のお宝であります植物図を、今回、展示することができ、世界に向けても少しずつではございますがPRをしてる状況であり、フランスの全国新聞にも載って、世界発信で頑張っておるところでございます。

◎武石委員 訪れていただいた入園者にまた来たいと思ってもらうようにしないといけません。何か窓口の対応が、偉そうに入らせてあげるみたいな、ここは観光施設じゃなく文化施設だみたいに、何かお高くとまったような対応があったので、何年か前の委員会で発言したんですけど、今は随分改善もされてましにはなったけど、やっぱり来ていただいた人に、「いらっしゃいませ。ごゆっくりお楽しみください」の一言とか、帰る方には「ありがとうございました。またぜひお越しください」ぐらいのことは、当然言わないかんと思うんで、また職員にも徹底もしていただきたいと思います。

◎内村環境共生課長 御指摘は十分承知しまして、園長・副園長にもお願いしますとともに、現在は非常に改善されてきておりまして、ベビーカーを出したり、休憩所へ案内したり、より一層、喜ばれるように各施設の運用改善を図っていいものにしていきたいと思えます。

◎西森委員 今回、測量調査の委託料で予算が上がっておりますけども。ここで結論が出れば進み出すことになると思うんですけど、最終的な、全ての整備をしたときの事業予算

はどれくらいのボリュームになるのか。また、それを維持していくためのランニングコストが大体どれくらいかかっていくのか。

◎内村環境共生課長 現在、まだ詳細設計はございませんので、施設の充実、園地整備につきましては 50 周年記念展をつくったときの造園の平米単価を用いまして試算しておりますが、約 25 億円前後ではないかと思えます。また、仮称の園地へ今から測量調査委託を入れまして、支障木とか用地の範囲とか、いろいろ調べるわけなんですけど、どの部分をどう使うかということもございまして、全体金額は若干変化すると思えます。なお、特に高台移転の圃場がございまして、そこも 2 メーターの浸水域で全部上げたいんですが、より重要なものに優先順位、ランクづけしまして上げていくというあたりも含めまして、精査してまいりたいと思えます。

現在、維持管理につきましては、指定管理の代行料が 5 年間で 17 億円の議決をいただいております。年間 3 億 5,000 万円程度、実質収入が 5,000 万円程度ありますので、全体で 4 億円という形で動いております。ただ、委員のおっしゃるとおり、施設がふえることにより維持管理も発生いたしますので、ランニングコストのことも含めまして、今後検討していかなければならないなど。

◎西森委員 あと、今回整備することによる観光振興への貢献ということもわかりました。ただ、当然それはやっていかないといけないと思えますけども、ただ単にフラワーパーク的な公園に終わらせてはいけないと思っております。観光振興への貢献は当然していかないといいませんが、本来の牧野植物園の持っている世界に誇る研究型植物園としての役割があるわけで、そこがやっぱりおろそかになってはならないと思えますけども、どうお考えでしょう。

◎内村環境共生課長 委員のおっしゃるとおりであります。やはり、牧野植物園は、敷地 16 ヘクタールで、8 ヘクタールが園地になっておりますが、その中に 3,000 種の植物がございまして、これはほうぼうの植物を集めておりますので、牧野植物園に来れば全て見える形で整備をしております。これを見せていくのが重要であります。過去に花絵巻をやりましたが、あれも 50 周年記念庭園の中でやってたんですが、樹木の成長もございまして、手狭でもあることで、今回、(仮称)ファミリー園ができれば、フラワーの部分はそちらに移して、今ある園地は既存の野生植物を含めて、従来の部分をより磨き上げていくという視点もございまして、そこも今回の磨き上げの中でよりいいものにしていきたいと思えます。

◎西森委員 研究型植物園としての役割をしっかりと果たしていくように、よろしく願いをしたいと思えます。

◎坂本(茂)委員 第二期構想分も含めて 25 億円程度ということですか。第二期構想の中に入り口道路の狭隘解消というのも入ってるんですけども、入り口道路だけでなく、本来

のアクセス道が果たして安全・安心なのかも合わせた点検は必要じゃないか、あるいは整備ですね。土砂崩壊とか、危険性の問題もあったりして、一旦整備したら、何年かその期待に応える園の機能は維持されなければならないわけで。そういううちに、場合によつたら南海トラフ地震が来るかもしれない。しかもここは一応避難場所に協定を結ばれているとなったときに、果たしてきちんと避難可能なのかを含めて、土砂災害の点はどうなのか。あるいは、今のようなあの道路が果たしてどうなのかもあわせて検討することは、例えば第二期構想の中には入ってたりするんですか。

◎内村環境共生課長 牧野植物園は高知市と防災避難協定を結んでおります。高須地区と五台山地区の周囲の方たち約1,800人の避難場所になっております。各方面から牧野植物園に上がってきますルートがございますので、その部分の整備に関しては、高知市と連携しながらやっていかないといけないと思っております。遍路道につきましては、高知市のほうでかなり歩道の整備がされておるところではございます。

◎坂本(茂)委員 あれ全部市道ですか。

◎内村環境共生課長 はい。園地の中は県有地でございますので県の管理になりますが、公道部分につきましては高知市の管理になります。

◎坂本(茂)委員 ただ、五台山公園そのものは県やないですか。

◎内村環境共生課長 アクセス道につきましては管理が2つございまして、青柳橋から展望台、牧野植物園の南園の入り口までが、公園下水道課の所管します公園の管理道。南園の出口から五台山側においてくるところは、県の土木部の道路課の所管となっております。どちらにしましても、県の所管です。

◎坂本(茂)委員 道路でいけば、直接この事業費そのものは所管が違うと。あるいは、公園ということであれば、所管が違うのかもしれませんが、こっちは整備できたところ「いや、道路のことはわかりません」ということのないように、そこは一体的にぜひやっておかれるほうが、利用者にも安心を与えることができますよね。観光客に対して、避難路がどうなってるか、避難場所がどうなのかもきちんと提起せないかんことがいろんな観光地で言われる中で、ここもセットで議論されるべきやと思いますけども、どうでしょう。

◎内村環境共生課長 実は、検討委員会の中に道路所管であります公園下水道課にも入っていただいて、一緒に委員の皆様方の御意見も聞いていただきながら、この五台山地区についてのアドバイスをいただくようにしておりますので、ぜひその部分につきましても、土木部とお話をしていきたいと思っております。

◎坂本(茂)委員 お願いします。

◎石井委員 この説明資料の中にはないんですが、20万人からだんだん減ってきて、13万人ぐらいということで、これを解消したいということですけど、何万人、何十万人とい

うような目標を掲げて、書いてないので、大体どれぐらいを目安にやってるのか。それから、学校利用で修学旅行とかいろいろ書いてますけども、そういったことも含めて、文化、歴史、観光、教育ということだと思えるんですけども。これ夜間もということで、その安全性はどうかとか、今でもちょっと駐車場が少ないと思うんですけど、第二期構想で、駐車場が整備できる土地が果たしてあるのか。それから、温室のリニューアルしたときに入園料アップしてありますが、25億円かけて、どこのタイミングで入園料はアップするのか、今のところどこまで検討してるのか教えていただければと思います。

◎内村環境共生課長 入場者の件でございますが、一番落ち込んだ平成26年が13万人でございます。平成27年度はいろいろ夏場のイベントに工夫をしまして、6,000人ほどアップしております。これをまずは20万人に持っていきまして、それを維持しながら25万人から30万人まで整備後には持っていくつもりで磨き上げをやって頑張っていきたいと思っております。

それと学校の利用でございますが、アンケート調査、県民モニター調査をことし5月と7月に行いましたが、子供たちの集まれる滞在する空間がございませんので、今期、ファミリー園、スタディ園ができれば皆さん方の御利用が格段に伸びるのではないかと。修学旅行についても、少ないので、その部分もPRしながら伸ばしていきたいところでございます。

駐車場は、おっしゃるとおり、ゴールデンウィークとシルバーウィークにはもう大渋滞でございました。あと、夜の植物園。これも一時期に渋滞していて、美術館の裏手の空間を利用しながらシャトルバスを出している状況でございますので、何とか改善したいということで、適当なところがないか候補地を選定しておる最中でございます。現在195台の普通車と8台のバスが置けますので、これにプラス100台ぐらいは確保できればということで、混雑解消に向けて頑張っていきたいと思っております。

入園料の件でございますが、確かに今回、整備におきまして多額の費用もかかることでございますので、後の維持管理費用も含めまして、この入園料についてどうするかは今後の検討課題でございます。

◎石井委員 入園料は上がらないほうがいいかもしれませんが。100円、200円上げても、25億円というたら回収するのに大変なお金で、回収が目的じゃないかもしれませんが。

それと、学校とか夜間の開園とかになったときに、安全性も含めて整備するときに、子供たちが網越えて、柵越えてとかなないように、点検もしっかりしていただければと思います。

◎田中委員 入園者についてのお話があったんですけど、課長のほうから当面は20万人、そして今後については25万人、30万人という目標が示されたわけですけども、これから設計にも入って行って、一定形が見えてくれば、そういった目標数値も設定していただい

て。ただ、研究がありますので、一概にその入園者だけをふやすことはないと思うんですけども、やはり一定、目標数値も掲げていただきたいと思いますので。目標数値を設定するのはいつごろになるのか。

◎内村環境共生課長 今現在、管理代行料で5年間、平成28年度から第3期であります。年間5,000人、人数をふやすということで頑張っておりますので、取りまとめの時期までには、目標について御提示してまいりたいと思います。

◎久保副委員長 今回このグラフを見させていただいて、入園者が右肩下がりで、残念に思うところであります。もちろん、牧野富太郎博士の植物の研究というのを、当然これは一つの大きな目的ですので整備していかなければなりませんし、それがあからこそ、一般の方も牧野植物園に行ってみようということにもつながっていると思います。冒頭、課長から、基本構想を進めていって、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに間に合うのは、非常に一つの大きなポイントだと思いますし、それに向けて、牧野植物園のポテンシャルを生かす中で、夜の牧野植物園は非常に魅力があると思います。もちろん、安全面には気をつけないといけないと思いますけども、夜の本来の植物を見るプラス、先ほどインバウンドとも言われましたけども、ナイトウェディングも非常に人気があるかと思っています。ぜひインバウンドをやられるのであれば、ナイトウェディングなんかもあそこで行えば、すごくいいんじゃないかなと思います。

それと、他の植物園との差別化という意味では、牧野植物園は五台山全体の中で、例えば竹林寺とか展望台と連携をしていく。五台山全体の中の牧野植物園という観点を、今後この基本構想を立てる中で、ぜひ生かしていただきたいと。

それと、最後ですけども、今回25億円投入していく中で、満足度を高めていかなければならない。そのときに、満足度を高めると同時に、お金も落とさせていただくことが大事だと思います。観光客の皆さんはお金を使いに来てるわけですので、満足度とお金のところでは、お土産と、レストランだと思います。今の入り口の近くにあるレストランとお土産物屋が狭いように思います。私も過去に予約をしようと思ったら予約はできませんと言われた経緯もございますので、ぜひ、入り口のところ、レストランとお土産物屋に分かれていますけども、レストランにして、カフェのところが余り使われてないみたいに感じますので、あそこへお土産物屋が来ることも。そうしたら、両方が広く使えるんじゃないかなと。これは検討委員会の中で御議論、審議されることだと思いますけども、そんなことも考えていただいたら、満足度も高まって、お金も落とさせていただけるんじゃないかなと思います。これは要請です。

◎明神委員長 それでは、きょう出たいろいろな意見、すぐれた自然の保護及び利用増進のために必要があると認めるときの判断基準とか、また、処分する際に有償か無償か、これの判断基準とか、公益性について等々、きょう出た委員の皆さんの意見の整理ができま

したら、勉強会のほうの日程の調整をしたいと思いますので、連絡していただきたいと思
います。

それでは、質疑を終わります。

続いて、林業振興・環境部から、2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますの
で、これを受けることにします。

〈新エネルギー推進課〉

◎明神委員長 「高知県地球温暖化対策実行計画の改定について」、新エネルギー推進課の
説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、報告事項の資料の新エネルギー推進課という赤
のインデックスの資料1ページをごらんください。高知県地球温暖化対策実行計画の改定
について、本計画は、学識経験者等の方を委員にして改定委員会を組織して改定作業を進
めているところでございますが、骨子等が固まってまいりましたので御報告をさせていた
だきます。

まず、現行の計画について、御説明をさせていただきます。

1番をごらんください。(1)に根拠法令を載せております。地球温暖化対策の推進に
関する法律に基づいてつくられている計画でございます。それから、目標として、2020年
度に1990年度比で31%の温室効果ガスの削減目標を立てております。それから、計画期
間としましては、10年間の計画で、ことしは6年目に当たっております。残り4年間の計
画期間が残っております。それから、削減実績としては、一番直近の段階では2013年の段
階ですが、これは1990年度比に対しまして5.6%の削減と、31%とはほど遠い状況となっ
ており、目標達成としては難しい状況がございます。

その背景としましては、2番をごらんいただきたいんですが、まず1番目に上げてます
が、東日本大震災により原子力発電が火力発電のほうに移行したことに伴って、電気使用
によるCO₂の排出が大きくなっていることがございます。それから、世界的な動きとし
まして、昨年12月にCOP21の会議の中で「パリ協定」が採択され、本年11月にはこの
協定が発効されております。この中では、産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃よ
り十分下方に保持することを目的に、世界的な温暖化対策の取り組みを実施していく新た
な背景が生じております。それを受けまして国としまして、2030年度までに温室効果ガス
の排出量を2013年度比で26%削減する新たな計画も本年度策定されている状況ござい
ます。

こうした背景を受けて、3番なんですが、県の現在の計画の改定を検討しているもの
ですが、骨子が固まってまいりましたので御報告をさせていただきます。

まず、1番の計画期間ですが、残り4年間現行計画であったものに10年を足して、計
14年の計画、これ、国の計画期間にあわせて14年計画とすることを、案として考えてお

ります。基準年度も国に合わせて、2013年度を基準年度と改めることを考えております。それから、削減目標なのですが、2030年度に2013年度比で35%削減を、一度、改定委員会で先月末、実は提示させていただいて御審議をいただいた中で、まだ意見をいただいている途中です。調整中の段階でございますので、案として固まってまいりましたら、詳細な説明を改めてさせていただきたいと思っております。ちなみに、国の削減目標は26%となっております。

次に、2ページをごらんください。計画自体の全体構成になります。第1章から第9章の構成で考えております。現行計画とほぼ同じですが、新たな項目として、第8章に気候変動の影響への適応、いわゆる高温になっても稲としてちゃんと育っていい品質の米ができる品種改良の適応策も盛り込んでいきたいと考えております。

それから、5番目は将来像として、「高知の自然や資源を活かし、豊かにくらす炭素社会」という将来像の案として出ております。

それから、6番目がCO₂の排出削減の主な取り組み内容になります。産業部門別、家庭部門別など、10個の項目を入れております。現行計画とほとんど変わりありませんが、下から2番目の新と書いているところに、低炭素型のまちづくり（都市機能の集約化や交通インフラの低炭素化）という項目を新たな項目として入れたいと思っております。もう少し詳しい資料が3ページのほうに施策体系として載せておりますので、御参照いただければと思います。

こうした対策を打っていく中で、新たなものとしましては、家庭やオフィス等におけるLED照明などの高効率機器等の普及に向けた啓発、公共インフラにおけるLED化を進めていく、それから適応策を考えていくことを予定しております。

今後のスケジュールですが、実際、今回の新たな改定計画の案をまとめまして、パブリックコメント、それから市町村への意見照会も経まして、案としてこちらの委員会に御報告をさせていただきたいと思っております。

最終的には改定委員会を開いて、最終案を審議させていただいて、計画の策定を考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎明神委員長 次に、「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会からの報告及び県の基本構想（案）について」、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 環境対策課でございます。

報告事項、参考資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうは、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会から12月7日に県に提出をしていただきました報告書でございます。本年9月定例会の本委員会におきまして、この検討委員会から提出をしていただきました中間報告書につきまして御報告をさせていただいたところでございます。その後、2回開催されました検討委員会での御議論を加えまして、最終的に取りまとめられたものでございます。

県では、このいただきました報告書の内容を踏まえまして、報告事項、右肩に参考資料2と書いてございます、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想(案)を策定をいたしました。

5ページをお開きいただきたいと思います。報告書、検討委員会からいただきました報告書の記載内容を引用しました箇所は四角で囲ってございます。その囲みの前後に県としての考え方を記載いたしまして、基本構想(案)として取りまとめたものでございます。

それでは、報告事項、環境対策課の赤いインデックスがあります資料の4ページでございます。このページから次のページにかけて、基本構想(案)を概要版としてまとめたものを整理してございます。資料中で青い囲みの中身、これは検討委員会からの報告書の記載内容を、5ページの黄色に赤文字で書いた部分及び茶色の囲みの中の内容は、この報告書を踏まえまして策定した県の基本構想案の記載内容をそれぞれ要約してございますので、その都度、この順番で説明をさせていただきます。

それでは4ページ、まず第1章、高知県における産業廃棄物処理の現状では、報告書、基本構想ともに同じ内容でございます。産業廃棄物排出量等の現状、産業廃棄物処理施設の整備状況、エコサイクルセンターの現状をお示ししてございます。

第2章。今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方を検討するに当たりましては、将来予測をしっかりと行う必要、これがございますために、エコサイクルセンターにおける埋立量の計画値と実績値が乖離をしたことを踏まえまして、この乖離した要因を分析すること。計画時と異なり、既に管理型最終処分場の利用実績があるために、その利用者が見込む将来排出量をしっかりと把握すること。また、産業がさらに活性化することやリサイクル技術の動向など、最終処分量の将来的な変動の可能性の要因をさまざまな観点から検討すること。この3点が非常に重要であることで、検討委員会で将来予測を行っていただきました。

1番のエコサイクルセンターの埋立計画値と埋立実績値の乖離要因の確認でございます。この乖離した要因につきましては、右下の青い囲みの中に4点掲げてございます。9月の委員会で説明させていただいたとおりでございます。

次に、右側に移りまして、2番の将来予測の手順でございます。図3にございますよう

に、利用者にアンケートを実施をするとともに、変動要因を検討し、将来予測を行っていただきました。検討委員会からは、利用者アンケートの結果から推計した排出見込み量に一般廃棄物の燃え殻の排出量見込みを加えました。

3番の基本ケース。それから、基本ケースの推計結果に産業振興計画の取り組みによる影響、及び、エコサイクルセンターで受け入れるのが多い廃石膏ボード等の動向を考慮した4の最大ケース。基本ケースの推計結果に、エコサイクルセンターの延命化策の影響及びリサイクル技術の動向を考慮しました5の最小ケース、これら3つのケースを設定いたしまして、将来予測を行っていただきました。

なお、6番の関連法の改正等の動向につきましては、今のところ大きな影響を与える動向はございません。

7番、エコサイクルセンターの埋立終了時期の見通しのところでは、検討していただきました、基本ケース、最大ケース、最小ケース、それぞれによる埋立終了時期の見通しを図4でお示しをしております。この結果、平成34年9月から平成36年8月まで、変動期間1年11カ月の範囲で埋め立てが終了する見通しとなると報告書で整理をしていただきました。

県の基本構想案では、図の下の囲みでございますように、関連法の改正等やリサイクル技術の進展の動向は、将来の埋立見込み量に大きく影響を与えることから、今後も注視をしていくこと。将来的に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図るため、廃石膏ボードを県外に搬出してリサイクルに回すことや産業廃棄物税の導入の可能性についても、引き続き検討することとしております。

5ページをお願いいたします。8番、管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測です。報告書では、エコサイクルセンターの埋立終了後の将来予測につきまして推計していただきました。なお、最小ケースは、廃石膏ボードの県外でのリサイクルを実現できたと仮定したものでございまして、もし仮に実現できたとしましても、不確定要素が多いことから、埋立量が落ちついてきた平成二十六、七年度の平均埋立量実績で推移する、実績平均ケースを追加をいたしまして、4つのケースの将来予測が表7にお示ししてございます。この結果をグラフ化したものを資料右側の図5に示してございますけれども、施設規模と関係ございますので、後ほど説明させていただきます。

第3章でございます。1、管理型最終処分場の必要性の検討、及び、2、管理型最終処分場の整備手法の検討につきましては、9月の委員会で御報告させていただきましたように、県内に新たな施設を整備する必要がある、公共関与の手法により整備を進めていく、との報告を検討委員会からいただきました。県としましては、この報告を踏まえ、基本構想案の中でエコサイクルセンターの埋め立てが終了した後も、引き続き管理型産業廃棄物の適正な処理を行うとともに、県内事業者の安定した経済活動を下支えをしていくため、

県内に新たな管理型最終処分場を整備する必要があるとしております。その際、下の茶色の囲みでございますように、新たな施設を整備する際には、環境への影響に配慮するとともに、積極的に県民の皆様には施設構造、安全対策等について説明を行い、理解が得られる施設になるよう努めてまいります。

また、民間によります管理型最終処分場の整備が極めて困難であることや、県内事業者等からは、公共関与による信頼性、継続性が強く望まれていることなどから、新たな施設は公共関与の手法により整備を進めていくことといたします。なお、公共関与による整備・運営主体につきましては、今後、具体的に検討してまいります。

第4章でございます。1、中間処理施設の併設の検討では、焼却施設、灰溶融施設などの併設の可能性について検討をしていただき、報告書では、青い囲みの中に書いてあります理由によりまして、中間処理施設を併設する必要性はないとの結論でございましたので、県としては、この結果を踏まえ、基本構想（案）で新たな施設に中間処理施設を併設しないこととしております。

2番、災害廃棄物への対応の検討でございます。本県では、南海トラフ地震により発生が見込まれる災害廃棄物の処理が重要な課題となっておりますことから、新たな施設の規模にこの災害廃棄物の受け入れの反映をどうか検討していただきました。検討委員会からの報告書では、県が想定している最終処分の検討が必要な災害廃棄物が、L1で約190万立米、L2で約780万立米発生する見込みとなっていることから、災害廃棄物の受け入れを考慮した大規模な施設を整備することは現実的ではないと整理をしていただきました。県としましては、下の囲みでございますように、基本構想案で、災害廃棄物の受け入れは、新たな施設の規模に考慮しないこととしております。

資料、右側に移っていただきまして、3、施設規模の検討でございます。新たな施設の埋立期間及び埋立容量について検討していただきました。報告書では、都道府県調査の結果から、全国の公共関与の管理型最終処分場の埋立期間は15年から20年間で整備されている事例が最も多かったこと、また、エコサイクルセンターの計画をしておりました埋立期間も20年計画であったことから、20年間で適当であるとされました。

また、埋立容量は、候補地選定の選択肢を広げることや、将来的なりサイクルの推進によります最終処分量の減少を考えますと、幅をもって設定することが適当であるとの考えから、図5にありますように、最大ケース、基本ケース、実績平均ケース及び最小ケースの4つのケースで見込んでいただきました。しかし、最小ケースの14万立米は、廃石膏ボードのリサイクルが実現できたと仮定したものでございまして、不確定要素が多いことから、安全側に考えまして、埋立容量は実績平均ベースの17万立米から最大ケースの23万立米までとされました。

県としましては、この報告を踏まえまして、基本構想（案）で、新たな施設の埋立期間

を20年間、埋立容量は17万立米から23万立米とするとしております。

なお、図5の下の囲みでございますように、今後、廃石膏ボードの排出量等の推移や、リサイクル技術の動向を注視してまいりまして、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等の方針を整理し、精査した上で最終的な埋立容量を決定することといたします。

第5章につきまして、検討していただきました。1、オープン型処分場と被覆型処分場の検討につきましては、報告書では、本県は降雨量が多いことから、オープン型処分場を選択した場合には、大規模な浸出水処理施設が必要で経費が高額となり、屋根の建設費を差し引いたとしても、被覆型処分場に比べて経済的な優位性が見込めないこと。被覆型処分場を選択した場合には、廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止が図られ、周辺環境に配慮した施設になることから、被覆型処分場が適当であるとされました。なお、被覆型処分場は歴史が浅く、埋立終了後や廃止後の維持管理に関する情報が少なく、正確な経済性比較が困難であったと申し添えられています。

県としましては、この報告を踏まえ、基本構想（案）で新たな施設は被覆型処分場とすることとしております。

2、処理水の放流方法の検討では、放流方法は、無放流、下水道放流、公共用水域への放流の3つが考えられますが、下水道放流は災害により被災した場合に放流が困難になると懸念されること。公共用水域への放流は利水補償等から長期間の調整が必要となる場合があると考えられることから、無放流が適当であるとの報告をいただきました。

県といたしましては、この報告を踏まえ、基本構想（案）で新たな施設は無放流とすることとしております。

なお、下の囲みにありますように、エコサイクルセンターで発煙事象の原因究明や、再発防止策並びに埋立終了後及び廃止後も含めた維持管理方法について、十分検討することが重要であると考えております。

第6章、候補地選定手法でございます。検討委員会からは、候補地選定に当たりまして、必要となる調査や資料作成には膨大な情報処理、地形等の条件を専門的に判断する知識、技術力等が求められる。エコサイクルセンターの埋立終了時期が迫る中、短期間で確実な手法による選定が必要になる。選定過程の透明性や客観性を確保することが重要であるとの報告をいただきました。

県としましては、この報告を踏まえまして、基本構想（案）でコンサルタントの専門的な知識、技術力を活用して期間短縮を図る。有識者などを構成メンバーとする委員会により候補地を絞り込み、最終的には市町村等への説明をしっかりと行い、地元合意を図った上で、廃棄物行政を推進する県が決定することといたします。

今後のスケジュールとしましては、1月からパブリックコメントを経て、基本構想を策定をしたいと考えてございます。

以上で、環境対策課からの説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 この処分場、厳しい状況にありますけど。エコサイクルセンターも10年早く埋まってしまう。計画では20年になってるようですけど。一つお聞きしたいのは、中間処理です。これは県内の業者がおって経営を圧迫するとか、それから、今のところが不要ないということで、もし、どんと災害が来たとき、どこでどう処理するという計画はありますか。

◎萩野環境対策課長 中間処理についてでございますか。今でも、中間処理を経て、最終処分場に運んできていただいていますので、民間の方に御協力いただいて、なるべく最終処分量を少なくするようにして対応してまいりたいと思います。

◎坂本(孝)委員 それは大きな災害のときに、それで間に合うということですか。

◎萩野環境対策課長 大きなやつというのは、災害とかでございますでしょうか。災害につきましても、やはり基本は選別してリサイクルできるものはリサイクルすることが前提でございますので、大きな災害の場合にはどこか仮置きを一時して、選別手前での前処理、選別を十分した上で、最終的には処分が必要なものは受け入れていくことにしたいと思っております。

◎坂本(孝)委員 ごみの量と内容になるわけですけど。廃石膏ボードですよね。これを見ると、県外での処理も難しいということですけど、この廃石膏ボードの処理技術とか、県内で処理できない、県外でも使えんということになれば、やっぱり高知県独自で処理技術の研究もしていくべきと思うわけですが、そのような研究は進んでいますか。

◎萩野環境対策課長 坂本委員がおっしゃるように、県内で支障になっていますのは、廃石膏ボードに含有されている硫黄成分の除去が難しいところでございまして、県外であればそういった処理ができる施設もあるので、今回、検討の中で入れさせていただいたわけでございます。ただ、私どもの知る限りでは、県内でそういった処理技術についての研究が行われてるということは承知していません。

◎坂本(孝)委員 そういう技術を県内でも研究していくべきですよ。計画はしていますか。

◎萩野環境対策課長 今のところ、環境研究センターで焼却灰の利用につきましたの研究は一定してきたものはございますけども、今後、研究材料の一つとして選択肢の中に入れていくように考えたいと思います。

◎坂本(孝)委員 これは余り時間かけたら、本当にいろんなところで間に合わなくなっていくわけで、早く進めんといかんですね。それもお願いしておきます。

◎吉良委員 パブリックコメントのあり方、やり方、どういうことを考えておりますか。

◎萩野環境対策課長 「さんSUN高知」のほうで広報させていただきまして、通常の県でやっていますパブリックコメントのように、ホームページの公表、それから県内の数カ

所でこの成果品を置かせていただきまして、見ていただく形でと考えてございます。

◎吉良委員 ぜひ、非常に大事な内容ですので、特に場所選定となると、各市町村、自体の皆さんの意向も、このパブリックコメントの中で調べていくとことも可能だと思いますので、県民にも、それから各自治体にもしっかりと意見を受け入れられるような、そして合意が図れるような検討段階で物にさせていただきたいと思っておりますけれども、それはどうですか。

◎萩野環境対策課長 そのようにしたいと思います。

◎坂本(茂)委員 先ほど少し災害廃棄物のことが触れられましたけれども、災害廃棄物への対応の検討のところで、こういう書き方だけでいいのかどうか。今回の新たな管理型産業廃棄物最終処分場ではこういう考え方だけでも、もしこういうものが生じた場合はこう処理をすることになっておりますと言うてやらんと、県民は絶対、関心があると思うんですよ。けど、何も考慮されてないとしたらどうするんです。一方で、南海トラフ地震の行動計画の中ではそのことが議論されているようなんですけれども、あわせて説明しておかないと、理解されない部分があるんじゃないかと思っておりますので、意見があったらパブリックコメントで書いてくれと言われたらそれまでですけれども、ぜひ考慮していただきたいと思います。

◎萩野環境対策課長 この災害廃棄物の対応につきましては、検討委員会の議論の中で規模の検討で出てまいりました。ただ、災害廃棄物自体は一般廃棄物でございますので、まず、市町村あるいは広域処理が前提になりますけれども、それでも間に合わない場合に、こういった施設での受け入れにつきましても、いつ発生するかわかりませんので、そうした時点の判断で対応すべきであることは検討委員会からもお話をいただいたところでございます。

◎坂本(茂)委員 現状でいけば多分間に合わんわけですから、間に合わん中で市町村はこう対応をしていきます。それに対して県は支援していきますとか。この生じるであろうと言われてることへの対応のことも書いてあげてを求めておきたいと思っております。

◎石井委員 この災害廃棄物の施設規模に考慮した団体3県で確認できたことで、どれぐらいの規模でやってるのか。それから、大体計画的には何年ぐらいめどにやってるものなのか。15年から20年と、それから規模的なものが20万立米前後というところが、一番何か施設運営として安くていいとか、状況を教えてもらいたいと思っております。

◎萩野環境対策課長 私どもが調べた中で、災害廃棄物の処理について検討しているところでは、三重県と新潟県、あともう1県、今手元に資料がございませんけれども、公共関与の施設が、災害廃棄物の処理についてもこの規模の中で検討をしているとのことでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

暫時の間、休憩とします。再開時刻は、13時10分とします。

(昼食のため休憩 12時10分～13時10分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。武石委員から、所用のため少しおくれる旨の届け出がっております。

《商工労働部》

◎明神委員長 商工労働部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中澤商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案について概要を御説明させていただきます。

初めに、補正予算議案でございます。議案説明書②の73ページをお願いいたします。こちら一般会計で、商工政策課から以下5つの課の所管分につきまして補正をお願いしております。内容は全て人件費でございますので、私のほうから一括して御説明いたしますが、主な増減の理由ですけれども、今議会に上程をしております職員の給与に関する条例改正案と改正案に係ります期末勤勉手当の改定を反映させて計上させたことによるもの、及び、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率等の変更によるものでございます。

続いて、221ページ、特別会計でございます。流通団地及び工業団地造成事業費で、減額補正をお願いしております。

次に、債務負担行為の追加が1件ございます。82ページをお願いいたします。高知市布師田にあります地域職業訓練センターの管理運営委託料に関する債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、条例その他議案について1件ございまして、こちらは定例議案説明書③の74ページをお願いいたします。先ほど、債務負担行為で御説明をいたしました高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案でございます。

以上の提出議案の詳細につきましては、この後担当課長から御報告をさせていただきます。

最後に、さきの議会の閉会后から、これまでの期間の審議会等の開催状況について御報告をさせていただきます。商工労働部と書かれた青のインデックスをお開きいただきたいと思います。平成28年度主な審議会等の状況の表でございます。上の段にございます経営支援課で所管をしております高知県大規模小売店舗立地審議会が1件、平成28年11月4日に開催をしております。この審議会では、3件の店舗新設案件について御審議をいただ

きまして、交通や騒音など周辺地域に配慮すべき事項について、いずれも意見なしとの答申をいただいたところでございます。

下の段、雇用労働政策課で所管をしております高知県職業能力開発審議会、こちらは11月16日に第10次高知県職業能力開発計画について答申をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、続いて、所管課の説明を求めます。

〈雇用労働政策課〉

◎明神委員長 雇用労働政策課の説明を求めます。

◎竹崎雇用労働政策課長 雇用労働政策課の竹崎でございます。

雇用労働政策課からは、第1号議案、平成28年度一般会計補正予算、その他議案として、第19号議案、高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案の2つを提出しております。関連いたしますので一括して御説明させていただきます。

まず、平成28年度の補正予算について説明をさせていただきます。資料ナンバー②の議案説明書の82ページをお願いいたします。高知市布師田にあります高知県立地域職業訓練センターの管理運営委託料に関する債務負担行為でございます。高知県立地域職業訓練センターの指定管理につきましては、平成28年度中に受託団体との間で、平成29年度から平成33年度までの5カ年の業務に関する基本協定、及び、年度協定を締結する必要があり、今回、補正で3,652万5,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。補正予算につきましては、以上でございます。

次に、条例その他議案について説明をさせていただきます。お手元の資料④の条例その他議案説明書の4ページと、議案の資料ナンバー③の74ページをお願いいたします。

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案でございます。高知県立地域職業訓練センターの管理運営につきましては、平成26年度から平成28年度までの3カ年間、県が高知県職業能力開発協会を指定管理者として指定し、業務の管理運営を行ってまいりました。

高知県立地域職業訓練センターは、職業能力開発促進法に基づき労働者などの職業能力の開発・向上を推進するため、各種職業訓練や教育研修を行うための施設として設置され、平成23年度に施設設置者であった雇用・能力開発機構から県が無償譲渡を受けた施設でございます。

高知県職業能力開発協会は、同じく職業能力開発促進法に基づき職業能力の評価と職業訓練の支援などを行うことで、職業能力の開発の促進を図るために昭和54年に設置された特別法人でございます。

職業能力開発促進法において、職業能力評価の公的な基準であります技能検定試験を行うことができるのは、県または職業能力開発協会となっております。また、高知県立地域

職業訓練センターの利用の大半は協会が実施する技能検定会場としての利用が占めており、技能検定を円滑に進めるためにも、高知県協力開発協会を指定管理者とすることが最も適当であると判断しております。

高知県立地域職業訓練センターの管理運営につきましては、平成 29 年 3 月に指定期間が終了するため、改めて、高知県職業能力開発協会を高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の候補として選定し、このたび指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎田中委員 先ほどの説明の中で、これまでは 3 年間の指定で、今回 5 年間なんですけど、その経過を教えてください。

◎竹崎雇用労働政策課長 県の指定管理者制度導入施設の現状、それから他県の状況も指定期間 5 年が主流となっていること。また公募を行う施設については、競争性の確保が期待できることを踏まえまして、県の運用指針を改正し指定期間を原則 5 年としたことに伴うものでございます。

◎坂本(茂)委員 最近の技能検定の受検者数は、どんな推移で来てますか。

◎竹崎雇用労働政策課長 平成 16 年のころは 998 人と、1,000 人近くいたんですけど、今は大体 700 人前後という形で、平成 27 年度は 643 名の方が受験をしております。

◎坂本(茂)委員 最近新たな技能検定の職種、資格がふえたり、見直しされたりはないですか。あるいは、逆に減ったりとか、余り資格のニーズがなくて減ったりだとかはないですか。単に受験者数がずっと減りつつあるのかどうか。

◎竹崎雇用労働政策課長 全国のほうでは見直しを行ったりして、職種が変わったりということもございますが、高知県では今のところ 38 職種になっております。ただ、以前の資料を持っておりませんので、また、確認をさせていただきたいと思います。

◎坂本(茂)委員 結局、10 年間の間に 400 人近く減っている、それはただ単に受験者が減ってるのか、あるいは資格そのもののニーズがどうなのかも関連したりするのかなと思っておりますので、場合によっては、見直しだとか、高知県ではできないものもあるかもしれませんし、減っている傾向についての背景とか、そういったものをまた教えていただけたらと思います。後で構いません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎明神委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各

課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 私から総括的に説明をさせていただきます。

まず、説明に先立ちまして、11月1日に新しい食肉センターの検討のために、畜産振興課に企画監を配置いたしましたので、自己紹介させていただきたいと存じます。

◎中山畜産振興課企画監 畜産振興課食肉担当になりました中山と申します。

◎味元農業振興部長 それでは、お手元の資料に基づきまして、農業振興部の提出議案と報告事項につきまして総括的に説明をさせていただきます。

まず、当部にかかります議案は、平成28年度高知県一般会計補正予算議案でございます。お手元の資料ナンバー②の補正予算議案説明書の90ページをお願いいたします。

ここに農業振興部の補正予算総括表をお示ししています。今回の補正は総額で20億7,330万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。全ての課が補正予算の対象ということになっています。各課の増減を合算した人件費総額が1億1,689万9,000円の減額。それから人件費以外での補正といたしまして、産地・流通支援課を初め3つの課で計上しております、21億9,020万6,000円、増額になっています。まず、人件費の補正の内容といたしまして、今議会に上程をいたしております職員の給与に関する条例改正に伴うもの、及び、人員の増減、あるいは職員の新陳代謝、また農業基盤課におきまして、国の経済対策に伴い、公共事業に伴う人件費支弁の人件費の充当分が増加をいたしましたことによりまして、振りかえたことによるものでございます。

次に、人件費以外の歳出予算の補正につきまして御説明をいたします。補正の内容は、いずれも国の経済対策関連予算を活用するものでございます。まず、産地・流通支援課につきましては、当初予算で計上しております産地パワーアップ事業におきまして、集出荷貯蔵施設や加工施設の整備等を支援するための費用を追加で計上させていただくものでございます。

次に、地域農業推進課につきましては、今回の補正予算で創設をされました中山間地域所得向上支援事業費におきまして、地域の所得向上を確実に図る計画の策定や加工施設等の整備を支援する費用を計上しております。

次に、農業基盤課につきましては、担い手への農地集積を進めるための圃場の整備や、農村地域の防災対策としてため池の耐震化等の整備補強、あるいは津波避難タワーの整備などを行うための費用を追加で計上するものでございます。

続きまして、債務負担行為につきまして97ページに記載をしておりますように、2件の委託料に係るものでございます。上から、県立農業大学校におけます圃場管理業務や学生寮の舎監の業務、それから、県立農業担い手育成センターにおけます研修指導業務や就農支援業務などにつきまして、それぞれ外部への委託を行うものでございます。いずれも、平成29年4月からの円滑な業務の実施に向け、本年度中に委託先を決定をして業務の実施方

法などの打ち合わせを行うことができますように、債務負担行為をお願いするものがございます。

それから、繰越明許費について、該当しますのは、農業政策課、産地・流通支援課、地域農業推進課、農業基盤課の4つの課でございます。

以上が、補正予算議案の概要でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長より御説明をさせていただきます。

続きまして、報告事項についてでございます。

高知県新食肉センター整備検討会についてです。現在、高知県広域食肉センターにつきましては、一部事務組合のあり方検討会におきまして、と屠畜機能を廃止する取りまとめがなされたところでございます。県としましては、畜産振興のために必要な施設と考えておりますので、新しい食肉センターの整備について、県、市町村や関係団体、生産者の代表などで構成をいたします高知県新食肉センター整備検討会を、この11月10日に立ち上げ検討を始めたところでございます。きょうは検討会での議論の内容や、今後のスケジュールなどにつきまして、後ほど畜産振興課長から御報告をさせていただきます。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等についてを添付してお配りしています。こちらに高知県農林業基本対策審議会、及び、高知県卸売市場審議会の開催の実績や今後の開催予定などを記載しております。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業政策課〉

◎明神委員長 農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 農業政策課の補正予算案の説明をさせていただきます。

②の議案説明書の92ページをお願いいたします。今回は予算の繰越明許をお願いするものがございます。こうち農業確立総合支援事業費でございますが、土佐くろしお農業協同組合におきまして、現在、管内に3カ所あります水稻の育苗センターを1カ所に再編する事業を予定しております。平成30年産米の育苗に間に合うように施設を整備するために、平成28年度に承認いただいております予算の一部を平成29年度に一部繰り越すお願いでございます。現段階では、事業完了は平成29年12月末となっております。総事業費は8,600万円。そのうち、須崎市が補助する額の2分の1を県が支援するものがございます。

以上で、農業政策課の説明を終了させていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎明神委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎松村環境農業推進課長 それでは、環境農業推進課の一般会計補正予算、債務負担行為について説明をさせていただきます。

議案説明書②の 97 ページをお願いします。債務負担行為につきましては、先ほど総括説明の中でもありましたように、圃場管理業務等委託料と、就農研修指導業務等委託料の 2 件で、県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターで、平成 20 年度からアウトソーシングを行っております業務を引き続き外部に委託しようとするものでございます。

農業振興部の補足説明資料、赤のインデックスで環境農業推進課がついているものをお開きいただきたいと思います。

(1) 圃場管理業務等委託料につきましては、いの町にあります県立農業大学校の学生寮の舎監業務、及び、圃場の管理業務などを外部に委託しようとするものです。具体的には、学生寮での生活指導や警備、また、ハウスや圃場の準備から育苗、定植、病虫害防除、収穫や出荷などでございます。債務負担行為の限度額は、3年間で5,860万2,000円を予定しております。

次に、(2) 就農研修指導業務等委託料でありますが、これは四万十町にあります県立農業担い手育成センターの研修指導や実証展示圃の圃場管理業務などを外部に委託しようとするものでございます。具体的には、研修・実証ハウスの準備から育苗、定植、病虫害防除、収穫、出荷作業などの業務、また圃場の除草などの管理業務、また研修生への農業機械の操作指導、ホームページの更新や電話の受け付けなどの研修生の募集や、研修生の宿泊用の寮の管理などでございます。債務負担の限度額は、3年間で4,951万5,000円を予定しております。

また、前回の変更点としまして、安定的な雇用の確保と人材育成などを考慮しまして、契約期間を2年間から3年間に延長をさせていただいております。いずれも、平成 29 年 4 月から円滑な業務の実施に向け、本年度中にプロポーザル方式による審査を経て委託先を決定しまして、業務の実施方法等などの打ち合わせを行うことができるよう債務負担行為をお願いするものです。

今後のスケジュールでありますが、今議会での債務負担行為をお認めいただければ、年明け早々企画提案書を募集し、また2月に審査委員会を開催するなど、公募型のプロポーザルによる随意契約に向け委託先を決定していきたいと考えております。

以上で、環境農業推進課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 圃場管理のほうも就農研修指導のほうも両方ともが2年から3年になるということですかね。

◎松村環境農業推進課長 いずれも、2年から3年に延長させていただきたいと思ってい

ます。

◎坂本(茂)委員 ちょっと済みません。2年から3年であれば単純に比較できないんですけども、それこそ平成20年からアウトソーシングが始まって以降の委託料の限度額、2年のときもありますけども、ちょっとその推移教えていただけますか。

◎松村環境農業推進課長 限度額のほうでございますが、平成20年度、農業大学のほうから説明をさせていただきます。平成20年度、単年度でございますが、債務負担行為の額が2,111万5,000円。平成21年、平成22年度、これ2カ年でございます、3,921万3,000円。そして、平成23年から平成24年の2年間で3,974万8,000円。平成25年から平成26年度の2年間で3,811万6,000円。そして、平成27年、平成28年の2年間で3,907万8,000円になってございます。

そして、農業担い手育成センターでございますが、これは過去に平成25年度まで、旧の環境保全型畑作振興センターと農業大学の研修課の2つの組織を現在、農業担い手育成センターとして統合しております。その関係で、まず旧の環境保全型畑作振興センターでございます。平成20年度が393万8,000円。平成21年から平成22年度、787万4,000円。平成23年、平成24年で808万4,000円。そして、平成25年、平成26年で816万8,000円。そして、平成27年、平成28年で982万5,000円。そして、ちょっと複雑になりますが農業大学の研修課でございます。平成20年度が451万7,000円。それから、平成21年、平成22年度で903万4,000円。平成23年から平成24年で913万6,000円。平成25年から平成26年917万4,000円。平成27年、平成28年が農業担い手育成センターとなりまして、組織の形態がかなり変わってきておりますので、当初の予算額といたしましては1,318万5,000円。現在の体制になりまして、平成27年、平成28年で、旧のかんぼセンター、環境保全型畑作振興センターと農業大学研修課を先ほど説明した合算いたしますと、2,301万9,000円になっております。この積算根拠につきましては、平成20年度にアウトソーシングを始めまして、業務の実際の人役を計算して、それで単価を掛けまして計算しております。なお、人役等の若干の変更はございます。また、土日の休日業務等もございますが、基本的には計算の方法自体は変えてございません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎明神委員長 続きまして、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 産地・流通支援課でございます。

当課の平成28年度の一般会計補正予算案について御説明をさせていただきます。資料ナンバー②の補正予算議案説明書の98ページをお願いいたします。

歳入でございます。9国庫支出金の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出で御説明をいたします。

次の 99 ページをお願いいたします。歳出でございます。6 目の産地・流通支援費の説明欄をごらんください。2、競争力強化生産総合対策事業費の産地パワーアップ事業費補助金は、T P P 対策として創設されました国の事業を活用し、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき産地の強化を図るものでございます。今回の補正につきましては、国の平成 28 年度補正予算に対応いたしまして、事業の要望がございました室戸市のナス選果ラインの高度化、いの町のショウガ集出荷施設の機能強化、四万十町のクリ加工施設の整備の予算化をお願いするものでございます。なお、いの町のショウガ、四万十町のクリにつきましては、地元加工業者や道の駅と連携することで、これを機に園芸農業を核とした農業クラスターの形成を視野に入れた取り組みを進めているところでございます。

次の 100 ページをお願いいたします。繰越明許でございます。6 目の産地・流通支援費の次世代施設園芸推進事業費は、日高村に農業参入を計画しております企業が次世代型ハウスなどの整備をする経費に対して補助する予定のものです。栽培する作物やハウスの建設場所の決定、事業計画の策定に想定以上の日数を要したため平成 29 年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)委員 今、ハウスをつくっていますよね。これ四万十町のほうもそうでしたけど、中国製のハウスがある。資材骨組みの買入れは、どういうルートですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 どこから輸入されてるかということでしょうか。

◎坂本(孝)委員 流通のルート。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 四万十団地につきましては、中国から輸入されておるようです。その他の団地につきましては、国内のものが利用されているようです。

◎坂本(孝)委員 中国から直接輸入ですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 そういうことです。

◎坂本(孝)委員 南国市でつくってるのも、田んぼへ並べている状態のを見ると中国製のパイプやったがですけど。あれはどういう。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 南国市も四万十町と同じ会社が施工しておりますので、中国製の資材のようです。

◎坂本(孝)委員 それは中国からどこかが輸入して、来てるわけですか。そのルートがわかったら教えてください。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 次世代推進室の岡林企画監にお答えさせてよろしいでしょうか。

◎岡林次世代園芸推進室長 業者は神奈川県のとみタテクノロジー社という会社で、オラ

ンダの企業のプリーバ社とかロイヤル・ブリングマン社の日本で唯一の代理店になってまして、そこが入札で落としたものですので、オランダの主要なハウスがそのまま来ています。骨材については中国でつくって、四万十町は中国の天津の港から来るはずやったんですが。天津が爆発をしたもので、青島のほうから来たと聞いております。南国スタイルのものは、天津から来たと思います。

◎坂本(孝)委員 国内では生産はないわけですか。

◎岡林次世代園芸推進室長 国内産もありますけど、やっぱり鉄骨材そのものに関しては、中国から入ってきたものが結構大手のやつなんかも入っておると聞いております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈地域農業推進課〉

◎明神委員長 続きまして、地域農業推進課の説明を求めます。

◎有馬地域農業推進課 それでは、地域農業推進課の平成 28 年度補正予算案につきまして御説明させていただきます。

別とじの議案補足説明資料の地域農業推進課のインデックスのページをお開きください。

初めに、補正予算案に計上しております中山間地域所得向上支援事業の概要につきまして御説明いたします。この事業は、中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等の取り組みを総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進することを目的として、国の平成 28 年度補正予算案で創設されました事業でございます。

事業の内容につきましては、「中山間地域所得向上計画」の策定や、農地等の基盤整備、加工施設等の整備、それから鳥獣被害対策の実施などの事業メニューがございまして、このうち当課では、中山間地域所得向上計画の策定と加工施設等の整備に関する予算を計上しております。中山間地域所得向上計画策定につきましては、室戸市ほか 7 市町村が実施します計画策定に係る施設等の整備計画やマーケティング調査などを支援するもので、2,900 万円を計上しております。

次に、加工施設等の整備につきましては、馬路村と本山町で実施します加工施設等の整備を支援するもので、8,900 万円を計上しております。馬路村では馬路村農協の主力商品でありますボン酢しょうゆについて、消費者の利便性を向上させるために従来の瓶容器よりも軽量で処分も簡便なペットボトルに対応した製造ラインの改修とあわせて、H A C C P に対応するために、間仕切りを設けるなどの施設の高度化を図るものでございます。本山町では、本山町産米のさらなる品質向上と有利販売の拡大につなげていくため、本山町農業公社のライスセンターに色彩選別機を増設するものであります。

資料ナンバー②補正予算の議案説明書の 102 ページをお開きください。右の説明欄 2 つ目にあります中山間地域所得向上支援事業費は、先ほど御説明しました中山間地域所得向

上計画の策定と加工施設等の整備を合わせまして、1億1,800万円を新たにお願いするものでございます。

平成28年度補正予算案につきましては以上でございます。

続きまして、繰越明許費につきまして103ページをお願いいたします。

中山間地域所得向上支援事業費は、加工施設等の整備に十分な工期を確保することができないことから繰り越しするものでございます。

集落営農・複合経営拠点支援事業費は、先ほど御説明しました本山町で実施する色彩選別機の増設に対し、県が上乘せして補助するもので、中山間地域所得向上支援事業費とあわせて繰り越しするものでございます。

地域農業推進課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎明神委員長 続きまして、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課でございます。

平成28年度補正予算案につきまして御説明いたします。お手元の資料ナンバー②議案説明書の108ページをお願いいたします。

農業基盤課の補正予算は、本年10月に可決いたしました国の経済対策に対応するために必要な予算などについて15億7,000万円余りの増額をお願いするものでございます。

議案に関する補足説明資料の赤いインデックス、農業基盤課のページをお開きください。資料の左上の1にお示しをしておりますように、今回の国の経済対策に対応した予算は29億2,780万7,000円となっております。

事業の主な内容につきましては、県営土地改良事業費の経営体育成基盤整備事業費では、農業生産性の向上や農地集積による地域の担い手を育成するために、四万十市の入田地区ほか2地区で、圃場整備事業を推進してまいります。

次の団体営土地改良事業費の1つ目、農業基盤整備促進事業費は、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値などに取り組む上で支障となる農業生産基盤の課題について、それぞれの地域の実情に応じて、きめ細かく対応していくもので、農業用水路や農作業道などの整備を25の市町村で実施するものでございます。

2つ目の中山間地域所得向上支援事業費は、先ほど地域農業推進課から説明がございましたように、本年度の国の第2次補正予算で創設された事業でございます。当課では、農業用水路や暗渠排水の整備など、9つの市町村が実施する基盤整備に対して支援するものでございます。

次に、右の耕地防災事業費では、5つの事業に対応しております。

まず、1つ目の地すべり防止事業費では、大豊町栗生3期地区、ほか3地区で、アンカー工事や排水ボーリングなどの地すべり対策工事を進めてまいります。

2つ目の県営ため池等整備事業費では、ため池の老朽化対策や耐震化を図るために、室戸市の長野2号池、ほか4池で整備補強工事を行いますとともに、安芸市の六丁池、ほか8池で対策工事に必要な調査設計業務を進めてまいります。

3つ目の農村災害対策整備事業費は、自然災害などから地域住民の安全を確保するために対策の優先度の高い農村防災施設などの整備を行うもので、安芸市の伊尾木地区、ほか5地区で津波避難タワーや避難路などの整備を進めてまいります。

4つ目の団体営総合農地防災事業費は、土砂崩壊等による農地や農業施設の災害を未然に防止するために、いの町横野地区で実施するアンカー工事などを支援するものでございます。

最後の5つ目の震災対策土地改良施設整備事業費は、これまでに整備をしてきました農道橋や排水ポンプ場の耐震化を図るもので、安芸市のハゲノ岡橋、ほか5つの橋で落橋防止対策を実施するとともに、高知市の4カ所の排水ポンプ場の建屋の耐震化を行うものでございます。

以上が国の経済対策に対応した予算でございますが、一方でその下の2にお示しておりますように、当初予算に対する国の割り当てが見込みを大きく下回り予算の減額も生じております。農林水産省の公共事業関係予算は政権交代の影響などにより、平成22年度以降、大変厳しい状況が続いております。このため、当初予算はもとより、今回のように国の補正予算などにも積極的に対応し、できるだけ多くの予算が確保できるよう引き続き取り組んでまいります。

議案説明書108ページをお願いいたします。左の欄の下から2つ目の2土地改良指導費では、人件費について国の経済対策に伴う公共事業費の人件費支弁を充当したことなどにより、1億1,595万5,000円を減額するものでございます。

その下の3県営土地改良事業費から109ページの4団体営土地改良事業費、そして110ページの5耕地防災事業費に各事業の補正額をお示ししておりますが、先ほどの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、111ページをお願いいたします。当課の補正予算額は、国の経済対策に対応する増額と当初予算の割り当て内示に伴う減額などを合わせまして、計欄にお示ししておりますとおり、総額15億7,830万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、112ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。繰り越し理由は、いずれも国の経済対策に対応した事業について、十分な工期を確保するために来年度への翌債手続を行いたいと考えておりまして、今議会での繰り越しの議決をお願いするものでござ

ざいます。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 耕地防災事業費の中の農村災害対策整備事業費で避難タワーまたは避難路ということですが、土佐町、津野町、梶原町は津波関係ないですから避難タワーでないと思われま。それで避難タワーが大体、例えば安芸の伊尾木だったら、ここは予算がどれぐらいつくとか、あるいは土佐町だったらこれは避難路の整備で幾らなのか、内訳を言ってもらいたいのが一つと、もう一つは当初予算割り当ての内示が減額されたことによって、当初予定していた事業で、こういった部分は今年度は見送らざるを得ないとか、主なものが特にあったら、そのこともあわせてお願いします。

◎松尾農業基盤課長 まず、農村災害対策整備事業費、これの今回補正予算に伴ってどれぐらいの予算で、具体的にどういった事業かについて、順に御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、一つ目の伊尾木地区でございますけども、先ほど委員が申し上げられましたとおり、9月に当議会で津波避難タワーの債務負担を可決していただきました。その部分の一つに充当できる予算として、今回の補正予算で1億4,000万円を確保することができました。

次に、香南市でございますけども、これも津波避難タワー2基分に相当する予算でございます。今回、非常に大きい金額ですけども4億879万1,000円の予算を確保しております。この津波避難タワーは、伊尾木地区と香南南部、この2地区の部分でございます。

次、3つ目の松ヶ丘、土佐町でございますけども、ここの地区につきましては、今現在、ため池を実施をしているところでございますけども、加えて農村地域、いわゆる沿岸部だけではなくて山間部についても土砂災害の対応もしていく必要があるので、今回、松ヶ丘につきましては1,500万円の予算で、具体的に対象は、ここの部分については集落の安全を確保するための排水路の整備になってございます。

4つ目の津野につきましては、予算としては3,500万円でございます。ここにつきましても、同じく集落の防災対策を図る上での集落排水路の整備を実施をしているものでございます。

5つ目の梶原北につきましては、予算額として1億700万円でございます。ここの部分については避難路でございます。山間部につきましては、いわゆる豪雨等によって山が崩れたり、迂回路が確保できないところについて避難路の整備をしております。

最後の大方西部でございますけども、ここは津波からの対策としての避難路でございます。予算としては1億200万円の予算を確保をしています。

これが農村災害対策整備事業費の具体的な予算と対策でございます。

次に御質問がございました。今回、割り当て内示、当初予算につきましては、我々が要求した当初予算の約6割程度にとどまっております。したがって、そのままの状態で行くと当然、計画的な執行には非常に支障を来すところでございますけれども、一方で今回、実質的には当初予算に近い第2次補正予算が可決されましたので、当初、どうなるのかいろいろ計画調整もしていたんですけど、結果的には、補正予算を受けることで計画自体には遅延が生じていない実態でございます。

◎坂本(茂)委員　ちょっと最初の伊尾木は、9月のときは2基分で、そのうちの1基分にこれ充てるということですよ。香南南部の2基、4.1億円というのは、これ何人収容可能ですか。

◎松尾農業基盤課長　2基分、1カ所は、旧の香我美町にございます1棟分でございます。ここは対象人数が123名でございます。もう1棟につきましては、旧吉川村に建設予定でございます。そこは90名になっております。

◎明神委員長　それでは、質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

続いて、農業振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈畜産振興課〉

◎明神委員長　「高知県新食肉センター整備検討会について」、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長　畜産振興課の谷本です。

当課からは、高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について、報告をさせていただきます。それでは、お手元にお配りしています平成28年度12月定例会（報告事項）の赤いインデックス、畜産振興課をお開きください。

9月議会商工農林水産委員会で報告させていただきましたとおり、現在の高知県広域食肉センターの施設が老朽化している現状や、その必要性などを踏まえまして、高知県新食肉センター整備検討会を11月に立ち上げ、今後の施設整備計画などについて検討を開始しました。

1の整備検討会委員の構成をごらんください。検討会委員の構成につきましては、畜産振興の取り組みを拡大再生産につなげるとともに、消費者に安全安心な食肉を提供していくために必要な施設であるという観点から、川上である生産者や生産者団体の代表、川中である加工、流通販売を行う食肉センターの利用業者、川下である量販店や消費者の代表の方々に加え、学識経験者や市町村の首長も加えた19名で構成しております。なお、委員の名簿につきましては、2ページにつけております。

次に、2の検討状況をごらんいただきたいと思います。11月10日に検討会を立ち上げ

まして、第1回目では、事務局である県から、土佐あかうしや豚などの生産状況でありますとか、産業振興計画に基づきます今後の増頭計画についての説明、食肉センターの現状についての説明を行いました。

また、新食肉センターは、畜産振興のために必要不可欠な施設であり、県内に存続すべきもので、県が中心となって市町村、JAグループ等と連携して新施設の整備に向け検討し、早期の実現を目指すといった県の基本的な考え方を説明しました。

検討会での主な意見としましては、地域産業に貢献していく高知ならではの食肉センターにしていくことが必要という地域振興の観点からの意見、県外でと畜すると経費の増大やブランド確保に不安があり、県内での屠畜機能の確保が必要といった意見がありました。

次に、(2)の第2回の検討会を今月の1日に開催しました。②の主な議事にありますように、整備の基本的な考え方を骨子案としてお示しし、あわせて、今後の検討事項、調査事項等について県から説明を行い、意見交換を行いました。

整備の基本的な考え方につきましては、食肉センターは畜産振興の重要な役割を担っており、県、市町村、JAグループ等で連携して整備を進めていくことが必要といった県の基本的な考え方を踏まえて、整備の基本方針の骨子とすることの確認を得ました。

また、新施設の機能については、と畜業務だけで経営を黒字化させることは困難であり、精肉・販売・流通などの付加価値を上げる機能を持つことが必要といった意見も出されました。

続きまして、3の今後の検討内容及びスケジュールをごらんください。(1)の今後の検討内容につきましては、①にありますように、新施設を整備するに当たって、県内の食肉処理を取り巻く現状について、例えば家畜の集荷体制や屠畜・解体・流通などの現状と課題の分析、また新施設の建築コストや工期などを検討会の委員でもあります公益財団法人日本食肉生産技術開発センターの専門家に調査や分析をしていただくこととしております。

また、②にありますように、第3回以降の検討会において、具体的に施設の規模と機能を生産の見込みや処理頭数から検討すること。整備の場所については、現在地での建てかえやその他の場所での検討。運営の体制については、JAグループが中心となって担う体制や県市町村のかかわり方。施設の整備について、建設費用の負担割合などについて、今後の検討会で意見をいただきながら検討してまいります。

次に、(2)のスケジュールですが、3ページをごらんください。年月日の欄の平成29年2月中旬(予定)に第3回の検討会を予定しております。以降、2カ月に1回程度のペースで実施していきたいと考えております。

検討の方法としましては、平成29年2月中旬、右端の協議事項の欄の一番上の黒ポツをごらんください。ここには整備の基本的な考え方について検討となっております。12月

1日の第2回の検討会の議論を受けて、事務局で意見を整理した上で、次回で決定できる場所は決め、課題が残った場合には必要に応じて調査を行うなどして、その次の会にお諮りするといった複数回の議論を重ねて、委員の皆様の見解をより反映できるように考えております。このように検討会の中で議論を深め、来年8月ごろをめどに整備計画案を取りまとめたいと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎武石委員 非常に中身の濃い議論をしていただいていると思いますので、今後ともしっかりと次の方針に向けていろんな構想を練り上げていただきたいと思います。やっぱり処理頭数がふえないと、どうあっても厳しいと思うんで。牛とか豚の処理頭数の今後の増加に向けての決意をお聞きをしたいと思うんですけど。

◎谷本畜産振興課長 まず、肉用牛ですけれども、土佐あかうしを中心に非常に県外需要がふえておりますので、現在、急ピッチで生産を進めております。具体的には、生産基盤、母牛が少なくなっておりますので、繁殖雌牛をふやすとともに、同時に需要を切らせないために受精卵移植を使って、生産をふやしているところで、今後も需要に追いつくために生産を急ぎ、さらに需要をどんどんふやしていきたいと思っておりますし、養豚につきましても、現在、四万十町を中心に若い生産者の方々が生産だけじゃなくて加工にも取り組んで、さらに拡大生産をしようという御希望がありますので、沿うように規模拡大を支援しながら、増頭に向けて取り組んでいきたいと思っております。そして、そうやって生産された牛や豚を、現在、県外に一部行っておりますけれども、これにつきましても県内で処理することによって、さらにと畜頭数をふやす。また、そのことが結局、生産者の収益になるような、加工とか販売ができればいいなと思います。具体的な構想につきましては、また委員の皆様の見解を聞きながら進めていきたいと思っております。

◎武石委員 高知県のブランドを確立するためにも、これを県外の食肉センターに依存するのは、やっぱりあるべき方法ではないと思うんで、県内できちっとブランド化、付加価値が高まるように、新たな食肉センターには大いに期待もしています。これから増頭対策にも取り組むというお話ですけど、やはり四万十市と高知市と、処理頭数がある程度限られる中で2つに分かれる。けど、これは東西に長いんでやっぱり両方要ると思うんですけど、1カ所だけでいいというものではないと思うんですね。また、その方向で議論していただいていると思うんですけど、お構いない範囲で四万十市の食肉センターの情報があれば、四万十市の石井委員もおられますけど、お聞かせ願える範囲で今の状況についていかがでしょうかね。

◎谷本畜産振興課長 老朽化していることから、四万十市のほうも独自に将来の建てかえを含めたあり方について検討されると聞いております。その中で、この検討会につきまし

でも議論の参考にしたいと、四万十市からも委員として参加していただいて一緒に議論しております。その中では、今の広域食肉センターの単独の建てかえもございますし、一緒になってと畜を進めることもあわせて議論することも検討課題としています。

今の四万十市の状況でございますけれども、実態的には豚中心の処理頭数となっております、その内訳は7割が愛媛県という状況でございます。愛媛県でも、老朽化した食肉センターを建てかえる計画がございますので、もしかすると豚の流れが変わってしまうかもしれないという懸念もあると聞いてます。四万十市では、業者と毎年度お話をしながら、集荷の確保について取り組んでおると聞いております。

◎武石委員 高知の食肉センターを尋ねていきまして、処理に携わっておられる公社の職員の方のお話を処理場を歩きながら聞かしていただきましたけど、と畜だけでは黒字を出すのは難しいという御意見が出てますけど、まさにそのとおりで、と畜ラインではもう本当に乾いたタオルを絞ってるような大変な御努力をされていると思いますので、本当にと畜のラインに携わっている皆様の責任では赤字は決してないと我々もわかりますので、何かこの意見の中にあるような加工だとか、そっちのほうで利益を上げる、あるいはと畜ラインで出た赤字を少しでも補填するような仕組みをぜひとも考えていただきたいと。この意見ごもっともだと思いますので、よろしく願います。これも要請です。

◎坂本(茂)委員 第2回の整備検討会開催のところの欄に現状分析と建設コスト等の試算というのがありますけれども、前回も、現在地でいいのかどうか話もしたんですけど、ただここではそのことは別にして、現在地で建てかえる場合と、その他の適地で建てかえる場合では、その他の適地で建てかえる場合は現在の食肉センターを稼働させながら、一方でつくるということができると思うんですけども、現在地で建てかえるいう場合でもそれが可能なかどうか、そこはどうなんでしょう。

◎谷本畜産振興課長 そのことも含めた、専門家にお願いした調査分析ということを考えております。そこにはサイズの問題もございますので、将来のと畜頭数の処理規模も考えながら現在地で稼働させながらできないか、専門家に入っただいて調査・分析しようと考えております。

◎坂本(茂)委員 それと、いわゆる専門家による分析・調査が、この検討会の後にずっとあるわけですけども、専門家による分析・調査という、この専門家はどのような人たちですか。

◎谷本畜産振興課長 日本食肉生産技術開発センターがございまして、ここの法人はそもそもと畜の機械を開発する法人だったんですけども、ここに専門家として、処理の機械であるとか、あるいは建築、といった食肉センターの運営とか建設に関するさまざまな専門家の集団となっており、その方たちに入っただきながら、実際、現場を見ていただいて、この規模でこの土地で稼働しながらできないか実際イメージしながら調査・分析をし

てもらうことになっております。

◎吉良委員 その場所の問題、どういう機能を持つのかによって大きく変わってくると思うんですね。しっかりそのことも含めてやることなので、この第2回目のこの意見のと畜業務だけでは、もうけなしに単価を上げると言ったって、それも利用者にとってみたら大変なことだと思います。そうすると、複合的な機能を持つものを考えなくちゃいけないと思うんですね。先進的にと畜業務以外にも複合的に持たせて業務を行っているところがありましたら、ちょっと参考のために教えていただきたいんですけど。

◎谷本畜産振興課長 そのことにつきましても、今後、実際に調査に入って、加工とか流通の例になるものはないかという観点から入っていきたいと思います。2回目の話の中では、豚も牛もそうですけれども、皮を剥いだ形で流通しているけれども、例えば豚肉では皮つきで販売して、収益を上げているところもあるとか。お肉の場合は、ある程度の大きさブロック肉の形で流通しているけれども、実際、店頭に出てくる場合はスライスしてパックしてますよね。そういったものまでもサービスの中でやっていくところもあると。そういったことが、実際、高知県の流通・販売の中で求められているかどうかを考えながら、検討をしていきたいと思っています。具体的な例については、これから全国の例をお聞きしながら、実際、調査に入っていくということでございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《水産振興部》

◎明神委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 それでは、水産振興部が出しております議案について総括説明を申し上げます。

お手元の資料の②議案説明書の128ページ、水産振興部補正予算総括表をごらんください。一番下、1億2,000万円余りが水産振興部の総額となっております。今回は、人件費に係る補正予算と漁港漁場課から公共事業の追加に伴う予算をお願いしております。

まず、人件費でございますが、全ての課において人件費の補正がございますので、一括して御説明いたします。補正の主な理由といたしましては、今議会上に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る期末勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもの、及び、人員の増減、職員の新陳代謝、共済負担率の変更等によるものでございます。

次に、漁港漁場課からは、室戸岬漁港の防波堤補強工事など国の経済対策による補正予算の受け入れに対応するものとなっております。詳細につきましては、漁港漁場課長から説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、136 ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、先ほど御説明いたしました国の経済対策による補正予算の受け入れにより実施します事業について、繰り越しの追加をお願いするものでございます。

議案は以上でございますけれども、このほかに報告事項といたしまして、平成 30 年度に開催されます全国豊かな海づくり大会に向けた取り組みの状況について、水産政策課長から御報告をさせていただきます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課から説明を求めます。

〈漁港漁場課〉

◎明神委員長 まず、漁港漁場課の説明を求めます。

◎清岡漁港漁場課長 漁港漁場課長の清岡でございます。

漁港漁場課の 12 月補正予算について御説明させていただきます。

資料ナンバー②の補正予算議案説明書の 128 ページをお願いいたします。水産振興部補正予算総括表に示しますとおり、漁港漁場課は、当初予算 24 億 3,844 万 4,000 円に対しまして、1 億 161 万 4,000 円の増額となっております。

続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきます。134 ページをお願いいたします。まず、6 目、漁港費につきましては、先ほど部長から申しましたとおり、管理を担当する職員及び管理職等 4 名の人件費を本年 4 月から実績に応じまして減額するものでございます。

続きまして、7 目、漁港建設費につきましては、1 広域水産物供給基盤整備事業費では南海トラフ地震、津波からの減災対策としまして、緊急物資の輸送や復興の拠点となります県東部、室戸岬漁港で、坑口部の防波堤を津波からの安定化を図る粘り強い化構造への補強を促進するために増額するものでございます。

2 地域水産物供給基盤整備事業費の県営事業では、同じく県東部の水産物の生産拠点となっております野根漁港で、沖防波堤の効果を早期に発現し、港内の静穏度向上を図るため、昨年度に製作済みのケーソンを設置するものでございます。続きまして、市町村営事業では、室戸市の傍士漁港、大月町の一切漁港での老朽化した漁港施設の延命化工事を促進する機能保全計画の策定のために増額するものでございます。

3 水産基盤ストックマネジメント事業費では、国からの当初内示と今回の 2 次補正による赤岡漁港での矢板式護岸の延命化工事の延伸との差額につきまして、国の内示減に対応して減額するものでございます。

4 広域漁場整備事業費では、現在、高知沖黒潮牧場 12 号の製作中でございます。国からの内示がおくれておりました沖の島沖の黒潮牧場 11 号につきまして、昨年度の 2 基の更新の実績を踏まえまして、国との協議が調ったことから、今回 2 次補正による国からの追

加内示を受けまして、再設置工事を実施するものでございます。なお、事業費につきましては、国内示減に対応しまして減額するものでございます。

12月補正繰越明許費について説明させていただきます。136ページをお願いいたします。7日、漁港建設費の広域水産物供給基盤整備事業費、地域水産物供給基盤整備事業費、水産基盤ストックマネジメント事業費、広域漁場整備事業費につきましては、全て国からの経済対策の補正予算の受け入れによるもので、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、適切な工期を確保するために繰り越しを行うものです。

以上、漁港漁場課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

黒潮牧場は現在何基あるんです。

◎清岡漁港漁場課長 15基でございます。

◎明神委員長 15基。1基どれぐらいの設置費が要るんですか。

◎清岡漁港漁場課長 昨年度は、天気にも恵まれて、海上作業も順調に進みましましたので、2基で約6億円で終わっております。今回もその関係もございまして、若干少な目のお金でもいけると水産庁との協議が調いました。

◎明神委員長 1基について、国から補助金はどれぐらいあります。1基、3億円出して、国からの補助はどれぐらい。

◎清岡漁港漁場課長 国からの補助につきましては、一律2分の1でございます。南海地震対策につきましては3分の2という工事もございますが、ほとんどの場合につきましては2分の1でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部の議案を終わります。

続いて、水産振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈水産政策課〉

◎明神委員長 「第38回全国豊かな海づくり大会」について、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 水産政策課の松村でございます。

全国豊かな海づくり大会の本県での開催に向けた準備の状況等について御報告をさせていただきます。全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理や海や川などの環境保全を広く国民に訴えることを目的に、昭和56年から毎年各県で持ち回りで開催をされており、国民体育大会、全国植樹祭と並び、これまでの大会では、天皇皇后両陛下の御臨席も賜っておる大会でございます。

平成30年に、本県で開催されます第38回大会に向けまして、先月の24日に武石議長、

明神委員長に顧問に御就任をいただき、各界各分野の方々に参画をいただきまして、本県の実行委員会が設立をされました。

第1回目の実行委員会総会では、大会の開催意義や基本理念、基本方針、開催場所など、この大会の大枠を定めます基本構想の決定をいただきました。

赤いインデックスの水産政策課とあります報告事項の資料をお願いいたします。今回の実行委員会で決定をいただきました基本構想について、まず、1ページ目から御説明をさせていただきます。大きな1の開催意義ということで3つほど整理をさせていただいており、高知県の自然環境、水産業、そして大会開催の意義ということで整理をさせていただいております。

それから一番下に、大きな2として、開催に当たっての基本的な考え方を示させていただいております。こちらは、自然豊かな高知県の魅力やそこで育まれた水産資源を全国に発信をし、水産業の振興と地域の活性化を図り、森と川からつくる豊かな海づくりに向けた取り組みを推進することを基本理念とさせていただいております。

次に、2ページの3の基本方針で、水産業と地域の活性化、そして豊かな自然環境の保全、高知県の魅力の発信、おもてなし大会の開催で、大きく4つに整理をさせていただいております。

続きまして、大きな4の大会の概要の説明に入ります。まず、(1)名称でございます。第38回全国豊かな海づくり大会の後ろに続く文言がございますが、実行委員会の委員の方から高知家大会ではどうかという御意見をいただきまして、共催であります全国団体とも協議をさせていただき了承いただきましたので、高知家大会で決定をさせていただいております。

(3)の開催時期で、平成30年の秋ごろと記載をさせていただいておりますが、10月の下旬から11月の中旬ごろを考えております。これまでの開催県の事例では、9月から11月の間に行われております。宮内庁のほうの行事や、また県の行事とも調整をしながら大会の候補日を宮内庁のほうに提案をさせていただきまして、開催の1年前に宮内庁から正式な日程の決定がいただけることになっております。

(5)の行事内容で、こちら大きく3つございます。1つ目は、功績団体の表彰や最優秀作文の発表、大会決議などを行います式典行事。それから、漁船パレードなどによる歓迎や、稚魚の放流を行う海上歓迎・放流行事。さらには、農林水産物の販売や各種作品の展示などを行います関連行事という3つの行事になっております。

(4)の開催場所について、式典の会場として、高知市文化プラザかるぽーと。海上歓迎・放流行事の会場として、宇佐しおかぜ公園とさせていただいております。

まず、式典の会場でございます。会場としては、ホールの収容人員が1,000人規模であること。舞台の広さ、控室や駐車場が一定量確保できること。敷地内において、セキュリ

ティーチェックのための金属探知機や手荷物預かり所の設営が可能であること。御臨席を賜る予定であります両陛下と一般参加者との動線を分けることができることが要件とさせていただきます。

高知市文化プラザかるぼーとにおきましては、大ホールの収容人数、舞台の広さにつきましては要件を満たしておりますし、控室につきましても、大ホール、楽屋、リハーサル室や小ホールの楽屋などが利用可能でございます。また、駐車場につきましては、地下にあります駐車場が利用可能でございますが、バスが駐車できませんので、バスは近隣の駐車場の利用を検討しています。その他としまして、受付等はホールの北側、電車通り沿いに広場がございますので、そちらで対応が可能であると考えておりますし、ホールの入り口、楽屋の入り口、サブエントランスと入り口が複数ございますので、動線を分けることも可能で、こちらを選定をさせていただきます。

次に、海上歓迎・放流行事の会場につきまして御説明をいたします。こちらは、参加者500人から600人の収容が可能であること。駐車スペースが可能であること。外海が臨めて漁業活動や海の豊かさを実感できる場所であることがございます。また、両陛下の御負担の軽減なども考慮いたしまして、式典会場から遠距離にならないよう県の中央部で候補地を検討いたしましたところがございます。

宇佐しおかぜ公園につきましては、公園が少し狭いということがございますけれども、公園内の駐車場も含めて全体スペースを活用することで、イベントのスペースを確保すると考えております。そうなりますと、駐車場はまた別途、近隣の漁港用地を整備することで確保したいと考えております。また、こちらの公園につきましては、前面の海、あるいは周辺の山、そして西の方角に宇佐大橋を臨めることで、開放的な眺望も開けておること、こちらの場所を候補とさせていただきます。駐車場の配置につきましては、6ページのほうに少し遠景の地図をつけております。公園から200メートルほど離れたこの点線の②が漁港用地でございますが、こちらを少し整備をさせていただきます、シャトルバスや自家用車の駐車場としたいと考えております。また7ページにおきましては、本県でも被害が心配されます津波被害を想定して、公園の近隣の津波避難場所も検討させていただきます。

なお、会場の選定を含みますこの基本構想につきましては、この実行委員会に先立ちます準備委員会で、検討を行ったところがございます。会場の選定におきましては、その中で複数の施設を検討をいたしまして、この2つに絞り込みを行ったところがございます。その経過につきまして8ページに示しております。式典会場、海上歓迎・放流会場ともに、こちらにお示ししております施設について、それぞれの要件に照らして比較・検討を行ったところがございます。

まず、式典会場におきましては、かるぼーとのほかに県民文化ホール、そしてちばさん

センターの大ホール、県立春野総合運動公園の体育館の4施設を検討いたしました。県民文化ホールは、陛下と一般招待者との動線を分けることができないなどの課題がございました。また、ちばさんセンターや春野の体育館につきましては、ステージや客席を仮設で設置しなければならない、費用がかかるといったこともございましたので、候補地から外させていただきました。

次の、海上歓迎・放流行事につきましては、先ほど申しましたように式典会場からの距離や時間を勘案して、県中央部で検討を行いました。まず、香南市のヤ・シィパークにつきましては、砂浜でありまして設置する放流台の安全性の問題、あるいは、ここは海水浴場であることから、水深が浅くて漁船パレードが開催できない。それから、高知新港につきましては、近年多くの乗客を乗せました大型客船の寄港が増加をしております、既に平成30年の問い合わせも多数入っておる状況でございます。先ほど申しましたように、1年前まで大会の日程が決まらないという状況で、客船の寄港の予約を一定期間とめていただくということは観光面からも大きな影響があるということで外させていただいております。また、桂浜につきましては、こちらも砂浜ということと、それから波も高いということもございまして、外させていただきました。最後に、高知港につきましては、本県らしい開放的な海の眺望が得られないということで、候補から外させていただきました。

こういう経過を持ちまして、先ほど御説明させていただきました2施設に絞り込みをさせていただいたところでございます。

4の(6)、下から2つ目になりますが、大会テーマがございまして。海の恵みの大切さや海を思う気持ちなどをわかりやすく表現した標語をこれまでの大会と同じように、一般公募をさせていただきまして決定をしていきたいと考えております。

また、(7)大会キャラクターにつきましては、本県にはまさに土佐湾沖を流れる黒潮をモチーフとしました県のイメージキャラクターの「くろしおくん」がございまして、くろしおくんはこの大会にふさわしいコスチュームを公募でいただきまして決めていきたいと考えております。

なお、大会テーマと大会キャラクターの公募につきましては、来週から公募を始める予定とさせていただいております、平成29年3月を予定しております第2回目の実行委員会で決定を考えております。

今後の取り組みについては、この基本構想をさらに具体化した基本計画を本年度中に策定したいと考えております。来年度は、詳細な実施計画を策定をしていくとともに、来年度の秋に予定をしております1年前のプレイベントの開催や、それにあわせまして、気運増勢を図るイベントの開催を行う予定としております。

この大会が、高知県の水産業の振興につながりますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎久保副委員長 この豊かな海づくり、大成功に向けて一緒に頑張っていきましょう。1点、これはまさに式典なんでしょうけども、その後は、当然、天皇陛下皇后陛下、御臨席はあるんでしょうけど、その後の例えば全国からたくさんの方がおいでになると思いますが、県内のいろんな漁港、また、海の幸なんかを味わっていただくようなエクスカーションみたいなのは、他の今までやられた県なんかではやられてはないんでしょうか。

◎松村水産政策課長 この式典の日にあわせまして関連行事で、いろんな県内の産品を販売するようなイベントもありますので、そういったところへ行っていただくということと。それから、特に平成30年といいますと、幕末維新博もやっておりますので、オプションツアーを提案をさせていただくことも考えられると思いますので、これからまた全体の計画をつくっていく中で検討していきたいと思います。

◎久保副委員長 式典は式典できちっと成功裏に終わらしといて、その後の、今課長が言われたようなオプションツアーみたいな県下一円に行っていただけのような、また、漁港を中心に行っていただけのこと、ぜひ企画をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎田中委員 豊かな海づくりということでしょうけど、一番初めの開催意義のところ、高知県全体の自然環境のことを書いていただいているんですけど、物部流域の者にとって、今回、四万十川、仁淀ブルーで有名な仁淀川、けど、国管理で高知県と書いたら普通3本ですよ。余りイメージがないかもしれないけど、でも我々にとったらやっぱり紹介するのに、何で国河川が3つあって2つしか紹介しないの。いいイメージの分だけ紹介するのというイメージあるんですよ。やっぱり川は、いろんな意味で東部にとって大きいと思うんですけど。これからつくっていく中で、やっぱり東の部分もちょっと入れていただきなという思いがあります。つけ添えておきます。要請です。

それでは、質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

《意見書》

◎明神委員長 それでは、先に意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、「安定的な森林整備予算の確保を求める意見書（案）」が、自由民主党、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

◎ 1に書いちゅう中で、森林環境税って新たな徴税を書いちゅうわけよ。これさえなければえいかなど。財源を明記せずに、これはだから環境税、新たに取れということなんだけど、どうなんやろう。

◎ 要は、これがメインで安定的な森林整備を行うには、予算確保するには、そういう新たな税をつくってほしいというのが目的で、平成30年によく検討するまでなったわけやけども、それを要はこれ言いゆうわけで。県下の森林組合の方が雇用したくても、なかなか補正補正で対応やから見通しがつかずに二の足を踏んでおるといようなこともあるから、そういった高知県森林組合連合会なんかの要望も受けて、今出しゆうわけですけども。

◎ 私たちも賛成しちゅうけど、税じゃなくって何か予算措置ができるような道がないものかと。

◎ 安定的な財源といや、新たな税というて書いちゅうわけよ。

◎ そう。えらい目玉みたいな。そういうことで御理解いただけますか。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、「大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書(案)」が、自由民主党、日本共産党、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会からされておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ そしたら、皆さん賛成ということよろしいですか。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《採決》

◎明神委員長 お諮りします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案2件について、

これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、採決を行います。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号「高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎明神委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、19日の委員会は休会とし、20日火曜日の午後3時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでございました。(14時49分閉会)